

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成24年10月22日(月)

社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課／地域移行・障害児支援室

## 目 次

1	障害者の就労支援の推進等について……………	1
2	障害者優先調達推進法について……………	17
3	相談支援の充実等について……………	35
4	障害者虐待防止対策について……………	47
5	発達障害支援施策の推進について……………	51
6	障害児支援の推進について……………	59
7	平成24年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査について ……	85

## 1 障害者の就労支援の推進等について

### (1) 工賃向上計画について

#### ① 「工賃向上計画」の概要

一般就労が困難である者には、就労継続支援B型事業所等での工賃水準を向上させることが重要であり、そのための取組として、平成24年度から26年度の3か年にわたり「工賃向上計画支援事業」を実施することとしたところである。

この「工賃向上計画支援事業」については、これまでの「工賃倍増5か年計画支援事業」による取組を踏まえつつ、その見直しを行い、経営改善や商品開発、市場開拓等の取組や共同受注窓口の設置等により就労継続支援B型事業所における安定的・継続的な作業を確保する等、工賃引上げに向けた取組を引き続き支援するものである。

都道府県及び各事業所における「工賃向上計画」の策定に当たっては、非常にタイトなスケジュールの中で取り組みいただき、提出いただいたところであるが、一部にまだ提出をいただいていないところもあるので、早急な提出をお願いしたい。(関連資料1(7頁))

なお、「工賃向上計画」の取組に加えて、平成25年度には障害者優先調達推進法が施行されることから、今後、企業や官公庁からの発注について一層の量的拡大が期待される場所であるが、そのためには、市町村における取組や関係者の理解・協力関係の確立も大変重要となるので、別添の「市町村への協力依頼の例」も参考に、引き続き市町村への周知と協力要請をお願いしたい。(関連資料2(8頁))

#### ② 平成25年度概算要求

「工賃向上計画支援事業」については、平成24年度予算の約4億円に対し、平成25年度概算要求では約5億円を計上しているところである。(関連資料3(9頁))

この増額要求の内容としては、障害者優先調達推進法の施行を視野に、官公需の受発注の円滑化のため、共同受注窓口の体制整備の強化を図るものである。

#### ③ 共同受注窓口設置の推進(平成25年度以降の方向性)

共同受注窓口は、官公庁や企業からの受注の際、とりわけ大量受注の対応に有効であり、国としてもその設置促進を重点的に進めてきたところであるが、独自の財源によりその設置を進めてきた都道府県もあると承知している。

しかし、共同受注窓口が未設置のところやその機能が不十分なところもあることから、障害者優先調達推進法の円滑な施行に資するよう、全体的な底

上げを図っていくため、今後、2年間で上限として新たな共同受注窓口の立ち上げや機能強化を促すための助成を優先的にを行うことを考えている。

このため、未設置の都道府県におかれては、共同受注窓口の設置・機能強化について積極的な検討を進められたい。

その際、平成 24 年度を初年度として共同受注窓口設置の助成を受けている都道府県については平成 25 年度までは助成の対象とするが、平成 23 年度以前から助成を受けている都道府県については、原則として平成 25 年度以降は助成対象としない予定なので留意願いたい。

#### ④ 農業との連携の推進

これまでも、就労系福祉サービスとして農業に取り組むところも出てきているが、とりわけ、技術や経験がない中で新たな農業への取り組む際には、施設外就労として農業法人や農家と連携することの有効性をお知らせしてきたところである。

そのような状況を踏まえ、農林水産省の平成 25 年度概算要求において、新規事業として「農村地域力発揮総合対策交付金」が計上されているところである。詳細は今後検討し、年度末の課長会議等においてお示しすることになるが、施設外就労として就労系福祉サービス事業所を受け入れる農業法人等が、農地造成、かん水施設整備など農園整備に係る経費も対象とする方向で検討をされており、さらに農業との連携が図り易い環境が整うことになるので、積極的な推進をお願いしたい。

その際、都道府県や市町村いずれにおいても、農業部局との緊密な連携が不可欠であるので、行政内や関係団体も含めた連絡会議等の開催にも取り組まれたい。

### (2) 「障害者就業・生活支援センター」モデル事業について

このモデル事業は、昨年 7 月に行った調査で、就労移行支援事業所によるアセスメントが困難な市町村が約 6 割あり、就労移行支援事業所がないためにアセスメントのできない地域も多く存在することが明らかになったことを踏まえ、障害者就業・生活支援センターにおいて、就労系サービスの利用希望者に対してのアセスメントの実施、及びその後の相談支援事業所との協議に係る課題を検討・整理をすることなどを目的として実施しているところである。

また、本年 8 月にとりまとめられた地域の就労支援の在り方に関する研究会報告書においては、「就労移行支援事業所において就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメントを行うこととされたものの、そのための体制が十分でない地域もあり、就労系障害福祉サービスの選択時において、本人の特性を踏まえた就労にかかる能力や適性の把握、評価（アセスメント）をどのように行い、適切なサービス等利用計画策定につなげていくかが課題とな

っている。今後は、こうした就労移行支援事業所の質の向上や普及とともに、障害者就業・生活支援センターのモデル事業の実施状況を踏まえつつ、相談支援事業所等との連携の在り方も含め、障害者就業・生活支援センターにおける就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメントの支援を検討することが必要である。」とされたところである。（関連資料4（10頁））

この報告を踏まえ、今後の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントのための体制整備について、より具体的な取組を進めたいと考えているので了知願いたい。（4頁の(3)の②を参照）

なお、モデル事業に関しては、一般就労をした後一定期間経過した障害者の職場定着支援について、特に生活支援に重点をおいた必要な支援体制の検討も行っているのを併せてお知らせする。

また、モデル事業の対象となっていない障害者就業・生活支援センターからも新たなアセスメント票案の作成や課題抽出等への協力の申し出をいただいていることから、その協力もいただきながら、今後の体制整備に資するよう、取組を進めていくこととしており、その成果等については、まとめ次第情報提供を行うこととしたい。

なお、平成25年度については、今年度のモデル事業の成果を踏まえ、今年度と同様に10か所のセンターにお願いし、マニュアル作成や全国への普及等を図ることを考えているので、モデル事業に取り組みいただいている都道府県におかれては、引き続き御理解と御協力をお願いしたい。（関連資料5（12頁））

※ 地域の就労支援の在り方に関する研究会報告書（平成24年8月）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002gyh3-att/2r9852000002gyzg.pdf>

### （3）特別支援学校卒業者等に係る就労継続支援B型の利用の取扱いについて

#### ① これまでの経緯

特別支援学校卒業者等に係る就労継続支援B型の利用の取扱いについては、これまで以下のような報告が出されている。

#### ○ 社会保障審議会障害者部会報告（平成20年12月）

就労支援関係の給付の支給決定に当たっては、本人の能力・適性について短期間のアセスメントを経ることが必要と考えられる。その際、アセスメントについては、他に客観的な判定の手段がないことから、暫定支給決定により就労移行支援事業等を利用して行うことが必要であるが、あくまで支給決定プロセスの中でのアセスメントのための利用であり、短期間でも可能なことを明確化するなど、柔軟に対応できるようにすべきと考えられる。

さらに、アセスメントのために、労働関係機関と連携を図っていくことについても検討すべきである。

また、福祉と教育との連携を図り、例えば、特別支援学校等の在学中に、個別の支援計画等を活用しながら、アセスメントのために、短期間、就労移行支

援事業等を利用し、本人の適性を見た上で必要と認められる場合には、卒業時点から就労継続支援B型を利用できるようにすることを検討すべきである。

○ 地域の就労支援の在り方に関する研究会報告書（平成24年8月）

就労系障害福祉サービスの選択時においては、就労移行支援を利用し、一般就労が可能かどうか見極めた上で、それが困難であると認められる場合に、就労継続支援B型を利用することを原則としているが、就労移行支援事業所によるアセスメントが困難な地域もある。こうした地域においては、平成24年度末までの経過措置として、市町村の判断により就労継続支援B型の利用を認めているが、平成25年度以降の対応については、障害者就業・生活支援センターの就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメントのモデル事業の状況や、市町村の体制整備の状況を踏まえ、適切に対応していくことが必要である。

また、就労系福祉サービスの利用に係るアセスメントについては、できるだけ特別支援学校在学中に行うことを関係機関に対してお願いしてきている。

② 今後の対応

このような経緯からも、就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを経た上で就労継続支援B型の利用を認めるという基本的な方向性は維持する方針であるが、今後は、障害者就業・生活支援センターのモデル事業の成果も踏まえ、当該センターによるアセスメントを含めた、就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント体制の整備を各市町村にお願いしたいと考えている。

具体的には、就労移行支援事業に加え、障害者就業・生活支援センターによるアセスメントも可能となることを前提に、自立支援協議会での議論等も踏まえ、市町村ごとにどの様に体制整備を図るのか、計画等も策定しつつ準備を進められたい。（当該計画については、事前に提出いただくことも検討している。）

その際、相談支援体制が拡充される平成27年3月末までに体制整備が完了するようお願いしていくことで考えている。

なお、詳細については後日通知することとしている。

本来であれば、就労系福祉サービスの利用に係るアセスメントの体制整備は、新体系移行が完了した本年3月末までに完了することとしてきたものであるので、確実な体制整備に向けた検討をお願いしたい。

③ 経過措置にかかる留意事項

昨年度末に1年間延長した経過措置については、昨年7月に発出した事務連絡のとおり、平成25年3月末までに支給決定を行い、その支給決定の有効期間内であれば当該経過措置の対象として平成25年4月以降に就労継続支援B型の利用が可能であるので、留意いただきたい。

平成25年度以降の取扱いについては、「障害者就業・生活支援センター」モデル事業の結果を踏まえ、経過措置の終了する来年3月末までの間の、できるだけ早い時期にお示しできるようにしたい。

#### ④ 既存の就労移行支援の活用によるアセスメント

この経過措置の延長は、平成 23 年 7 月に実施したアンケートで就労移行支援事業によるアセスメントの体制が未だ十分でない市町村があることによるものであるが、その後に就労移行支援事業所の整備が行われていることもあることから、そのような市町村においては、できるだけ早期に就労移行支援事業所の活用によるアセスメント体制の整備を検討されたい。その際、今後の体制整備の方向も念頭に入れつつ、自立支援協議会等の意見も聞いたうえで取り組まれない。

なお、アセスメントに用いるアセスメント票の参考例の作成については、障害者就業・生活支援センターのモデル事業の中で取り組んでいただいているが、既存の「就労移行支援のためのチェックリスト」や平成 21 年度障害者自立支援調査研究プロジェクト成果物なども参考となるので、それらを活用のうえ取り組まれるよう周知をお願いしたい。

※ 平成 21 年度障害者自立支援調査研究プロジェクト成果物

- ・ 障害者の「働く力」と「働く支援量」尺度のあり方に関する研究  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/jiritsushien\\_project/seika/research\\_09/03-04.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/jiritsushien_project/seika/research_09/03-04.html)
- ・ 職業能力評価並びに進路指導等のケアマネジメント体制構築に関する研究事業  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/jiritsushien\\_project/seika/research\\_09/03-05.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/jiritsushien_project/seika/research_09/03-05.html)

#### (4) 報酬改定（10月実施）に関する適正な指導等について

本年 4 月の障害福祉サービス等報酬改定のうち、就労系サービスにかかる以下の事項については、周知期間等を考慮し 10 月施行としたところである。

については、管内の関係サービス事業所等に対して改めて周知いたたくとともに適正な指導をお願いしたい。（関連資料 6（15 頁））

##### 【就労移行支援】

一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価の適正化

[過去 3 年間の就労定着者数が 0 の場合] 所定単位数の 85%を算定

[過去 4 年間の就労定着者数が 0 の場合] 所定単位数の 70%を算定

特に、就労移行支援事業にかかる就労定着者が 0 人の場合の減算については、直近の過去 3 年度又は 4 年度の就労定着者が 0 人に場合に適用されるので、留意されたい。

(具体例)

- ・ 21～23 年度までの 3 年間の就労定着者が 0 人の場合：所定単位数の 85%を算定
- ・ 20～23 年度までの 4 年間の就労定着者が 0 人の場合：所定単位数の 70%を算定

##### 【就労継続支援 A 型】

就労継続支援 A 型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化

[短時間利用者が現員数の 50%以上 80%未満の場合] 所定単位数の 90%を算定

[短時間利用者が現員数の 80%以上の場合] 所定単位数の 75%を算定

なお、就労継続支援 A 型は就労系の障害福祉サービスとして、企業で雇用

されることが困難な障害者の働く場を確保するため設けられているものであるが、本来の利用者である障害者の利用を短時間に限り、健常者である従業員（関係通知によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例なども報告されていることから、こうした短時間利用者の状況を踏まえ評価の適正化を図るものである。



## 工賃向上計画における就労継続支援B型事業所の目標工賃

都道府県	目標工賃（月額）			目標工賃（時間額）		
	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
北海道	30,610	30,610	30,610	360	360	360
青森県	11,328	12,188	13,092	—	—	—
岩手県	17,300	17,900	18,500	200	210	220
宮城県	16,000	17,000	18,000	225	230	235
秋田県	(未提出)			(未提出)		
山形県	11,607	12,427	13,241	178	190	203
福島県	20,000	20,000	20,000	151	151	151
茨城県	11,500	13,000	15,000	—	—	—
栃木県	14,500	15,500	18,000	—	—	—
群馬県	17,137	18,206	19,280	198	210	221
埼玉県	(未提出)			(未提出)		
千葉県	14,205	16,102	18,000	186	213	240
東京都	15,400	16,700	18,000	260	275	290
神奈川県	11,380	12,050	12,820	222	234	249
新潟県	(未提出)			(未提出)		
富山県	14,000	16,000	18,000	200	215	230
石川県	15,154	15,754	16,389	206	214	222
福井県	(未提出)			(未提出)		
山梨県	16,000	17,000	18,000	—	—	—
長野県	14,225	15,922	17,808	—	—	—
岐阜県	14,000	17,000	20,000	260	310	370
静岡県	18,000	24,000	30,000	206	275	344
愛知県	14,743	15,890	17,271	179	197	218
三重県	13,300	13,600	13,900	—	—	—
滋賀県	24,500	27,250	30,000	—	—	—
京都府	16,000	18,000	20,000	240	260	280
大阪府	10,366	11,183	12,119	—	—	—
兵庫県	(未提出)			(未提出)		
奈良県	16,000	18,000	20,000	—	—	—
和歌山県	18,000	20,000	22,000	—	—	—
鳥取県	(未提出)			(未提出)		
島根県	16,632	17,289	18,024	180	187	195
岡山県	12,000	14,000	16,500	143	161	170
広島県	16,000	17,300	18,700	200	220	240
山口県	16,427	16,968	17,651	205	213	223
徳島県	18,300	19,300	20,000	330	360	390
香川県	(未提出)			(未提出)		
愛媛県	14,756	16,007	17,550	218	233	256
高知県	(未提出)			(未提出)		
福岡県	(未提出)			(未提出)		
佐賀県	17,000	17,800	18,600	237	252	264
長崎県	14,500	15,000	16,000	160	176	190
熊本県	15,100	16,200	17,300	163	175	186
大分県	14,619	14,899	15,179	184.2	187.8	191.4
宮崎県	15,400	16,500	17,800	193	202	207
鹿児島県	13,650	14,813	16,046	197	213	231
沖縄県	25,000	30,000	35,000	—	—	—

—は、目標値未設定

 は、(案)段階の目標値

(単位:円)

## 市町村への協力依頼の例

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても積極的に支援するよう協力を依頼する。

- ①市町村として支援する内容を検討するよう依頼し、
- ②市町村の取り組み内容について県に報告を求める。

### (市町村の具体例として以下の取り組みを想定)

#### 【企業向】

- ①市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ②地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

#### 【官公需向】

- ①市町村の事業所への発注について各種計画に目標を定める。
- ②事業所への発注について庁内へ周知文書を発出し官公需の促進を図る。
- ③幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取り組みの周知徹底を図る。

#### 【その他】

- ・庁舎等を活用した授産製品スペースの提供。

## A 県の例

地域で障害者を支える仕組みを構築するため、県は市町村と連携し次のような取組のための情報提供や助言等の支援を行う。

### (1) 事業所の商店や役務の販路拡大

- ①市町村の広報誌に事業所への発注促進に資する記事の掲載。
- ②事業所への発注や事業所商品の販売等について、市町村が地域の企業や商工会議所、商店街等に協力を依頼すること。

### (2) 官公需の促進

- ①市町村から事業所への発注の促進について庁内での周知徹底を図る。
- ②市町村と事業所との随意契約制度に関する規定を整備する。
- ③庁舎等を活用して事業所の商品の販売スペースを提供すること。

### (3) 県は次のような情報を市町村に積極的に提供

- ①国、県、市町村による発注事例集・商品カタログ（製品・役務）。
- ②事業所が農業などの地域産業や特産品づくりにかかわっている事例。
- ③その他工賃向上に資する情報。

## B 県の例

### その他の県の例

- ①市町村の官公需における発注目標の設定。
- ②市の広報誌への授産製品の紹介や販売会の開催情報の掲載。
- ③関係機関への協力依頼や工賃向上にむけたネットワークの構築。
- ④定期的な情報交換会を実施し、課題や好事例の共有等を図ることで事業所職員の人材育成。
- ⑤市内の就労継続支援事業等において生産される、または取り扱う製品や提供するサービスを紹介するチラシを作成して窓口で配布。

工賃向上計画(24~26年度)

26年度	25年度 (概算要求) <b>5億円</b>	3年目の取組として、これまでの取組を精査した上で実施
24年度	<b>4億円</b>	<p>基本事業(1/2)</p> <p>① 経営力育成・強化 ② 技術向上 ③ 経営コンサルタント派遣による、個別事業所の工賃引き上げの推進 ④ 事業所職員の人材育成に関する経費</p> <p>【優先調達推進法案への対応】</p> <p>① 共同化推進 ② 工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施 ③ 事業者の経営意識の向上(未着手事業所への説明会) (拡大) 官公需の受発注の円滑化のための共同受注窓口の体制整備</p> <p>特別事業(10/10)</p> <p>① 共同化推進 ② 工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施 ③ 事業者の経営意識の向上(未着手事業所への説明会)</p>

工賃倍増5か年計画(19年度~23年度)

23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
5億円	8億円	16億円	15億円	5億円
<p>① コンサルタントによる施設経営支援 ② 生産活動への企業の手法への導入のための職員の研修等</p>	<p>① コンサルタントによる施設経営支援 ② 生産活動への企業の手法への導入のための職員の研修等</p> <p>行政刷新会議の指摘を受け事業内容を見直し</p>	<p>利用者の一般就労に向けた職業能力向上のための職業指導の研修実施</p>	<p>① コンサルタントによる施設経営支援 ② 事業所職員職場実習コーナー設置及び受入企業の開拓 ③ 説明会等の実施による施設職員等の意識改革 ④ 障害者就労に理解を示す企業のPR</p>	<p>地域の企業グループや労働行政とネットワークを構築し、当該ネットワークが中心となり工賃倍増計画を策定</p>
	基本事業(1/2)		特別事業(10/10)	
	<p>① 福祉施設の受注確保に向けた取組の一環として、「共同受注窓口組織」整備事業を実施(実績:7道府県) ② 未着手事業所に対する意識啓発、工賃向上計画骨子作成研修実施</p>	<p>① 福祉施設の受注確保に向けた取組の一環として、「共同受注窓口組織」整備事業を実施(実績:6道府県) ② 未着手事業所に対する意識啓発、工賃向上計画骨子作成研修実施</p>		
予算	都道府県への補助(1/2)			

## 地域の就労支援の在り方に関する研究会報告書 (概要)

平成24年8月

本研究会では、地域の就労支援の在り方について、中小企業等が安心して障害者雇用に取り組むために求められる支援、地域における各就労支援機関等に求められる役割、地域の就労支援ネットワークに求められる取組や課題、特別支援学校や医療機関などの障害者を一般就労へと送り出す機関に対する支援、就労支援を担う人材の育成に当たって強化すべき取組や課題等について検討を行い、報告書を取りまとめた。

その主なものは以下のとおりである。

### 障害者を取り巻く状況の変化と課題

- 企業の障害者雇用への理解や障害者自身の就労意欲の高まり、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所の支援による就職者の増加、地域の就労支援機関のネットワーク構築などを背景に、企業における雇用障害者数は増加し、実雇用率や法定雇用達成企業割合も上昇している。その一方で、中小企業の実雇用率等は低下しており、中小企業における支援の強化が必要となっている。
- 就労支援機関においては、**精神障害者や発達障害者等従来の手法では対応が難しい障害者に係る取扱件数が増加しており、障害特性に応じた支援の必要性が高まっている**。特に精神障害者については医療機関を利用している場合が多く、医療機関との連携を図りつつ、「医療」から「雇用」への流れを一層促進する必要がある。
- 雇用障害者が増加している中で、雇い入れ支援のみならず、**長期にわたる職場定着支援をどう行っていくかという大きな課題**となっている。
- 「教育」、「福祉」から「雇用」への流れを一層促進する観点から、**障害者や保護者、支援者等に対する企業見学や職場実習等を通じた企業理解の促進を図ることが必要**である。

### 中小企業等が安心して障害者雇用に取り組むために求められる支援等

- 障害者の雇用経験の乏しい中小企業等の不安というのは、情報が少ないことによる場合もあるため、先進企業の見学や、活用できる支援制度に関する情報提供、障害者雇用に関する意識啓発を行うことが重要である。

- 中小企業等が安心して障害者の雇用を続けるためには、地域の就労支援機関や送り出し機関による継続的かつきめ細かな支援が必要であるとともに、雇入れ前、雇入れ後から定着過程、定着後、さらにはその後のそれぞれのステージに応じた支援（職場実習や支援機関による継続的な職場訪問等）を提供することが必要である。
- 障害者を雇用する企業が障害者の障害特性を十分に理解し、企業自身の障害者に対するサポート力を強化することも必要である。このため、障害者を雇用する企業が障害者の障害特性を十分に理解し、継続的に学ぶ機会を提供していくことが必要である。

### 中小企業等が安心して障害者雇用に取り組むために、地域において各就労支援機関等に求められる役割

#### (ハローワーク)

- 雇用経験の乏しい企業の不安を解消するため、雇用事例や雇用管理等に係る的確な情報提供や助言、意識啓発、助成金などの支援、先進企業の見学のあっせんなどを行うことが必要である。
- 企業において障害者に対する職場実習などの取組みがより積極的に行われるようにするため、関係機関とも連携して、職場実習先の開拓、あっせんを行うことが必要である。
- 障害者を専門としない一般窓口での対応を含め、精神障害者や発達障害者等に対する専門的な支援の強化を図ることが必要である。

#### (地域障害者職業センター)

- 企業に対して、障害者の職域開発や必要となる職場環境の改善、障害特性に応じた対応方法や雇用管理、人的支援の方法等に係るアドバイス等の支援を行うとともに、障害者を雇用する企業が継続的に学ぶ機会を提供することが必要である。
- 発達障害や精神障害など、特に就職が困難な事例等に対して、積極的に支援を行うとともに、地域の就労支援機関に対して、就労支援のスキルを積極的に提供することが必要である。

#### (障害者就業・生活支援センター)

- **職場定着支援に重点をおいた支援や、生活支援に係る関係機関との連携・協力による生活支援、地域のネットワーク構築や就労・生活支援にかかる関係機関間のコーディネートを行うことが必要**である。
- こうした地域における中心的な役割を果たすためには、**体制の強化が必要**である。

#### (就労移行支援事業所等)

- **引き続き、一般雇用に必要な知識の習得や能力の向上を行い、企業に障害者を送り出すとともに、就労して一定期間経過した者の職場定着支援にかかる検討が必要**である。
- 障害者就業・生活支援センターのモデル事業の実施状況を踏まえつつ、**相談支援事業所等との連携の在り方も含め、障害者就業・生活支援センターにおける就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメントの支援を検討することが必要**である。

#### (ジョブコーチ)

- ジョブコーチについては、その重要性が今後ますます高まることが考えられるが、今後は、企業や障害者等の様々なニーズに的確に対応するため、ジョブコーチ制度の見直しについて検討すべきである。

#### 地域における関係機関とのネットワークの構築、充実強化

- 地域の就労支援ネットワークの構築・運営のためには、**地域自立支援協議会等が今後、より機能することが期待**され、このためには、**地域の就労支援機関等の他、企業や経済団体等が積極的に参加することが期待**される。また、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業者の役割が重要である。
- 障害者就業・生活支援センターについては、いまだすべての障害保健福祉圏域において設置されていないことから、地域の実情も踏まえつつ、そうした地域において、同センターの機能が提供されるよう支援していくことが必要である。
- ネットワークの構築に当たっては、企業や障害者といった利用者からみて使い勝手の良い仕組みとすることが重要であり、このためには、地域の就労支援機関や送り出し機関、企業のそれぞれが、互いに相手の価値観等を踏まえつつ、相互理解を図っていくことが重要である。

#### 特別支援学校、医療機関等送り出し機関に対する支援等

- 特別支援学校での取組を充実していくため、就業体験や企業実習の受入先の確保や教員の専門性の確保・向上などの支援することが必要である。また、教員や保護者に対して、企業実習や企業見学を支援することも必要である。
- 大学等から雇用就労への移行の過程でつまづく発達障害者も多く、このため、ハローワークが高等教育機関の就職支援部門と連携して、発達障害のある学生に対する就労支援を行うことも必要である。

- 精神障害者の就職支援に当たっては、医療機関との連携が不可欠であることから、就労支援機関から出向いて、医療の中身を理解しつつ、積極的に連携等を図っていくとともに、患者に対する効果的な周知広報を図っていくことも必要である。

また、医療機関の就労支援への理解を深めていくとともに、就労支援に関心を持つ医療機関に対して、その取組を促進していくことが必要である。

#### 就労支援を担う人材育成

- 就職を希望する障害者の障害特性が多様化しており、地域により支援者の能力に大きな差があることから、支援者の専門性の確保、質の向上が必要である。  
このため、地域障害者職業センターにおいて、各就労支援機関職員に対して、就労支援のスキルを積極的に提供するなど研修や実習等を強化していくことが必要である。
- 支援者は、企業と障害者双方の立場に立って支援を行うことが重要である。このため、**企業の立場を理解しつつ、企業が求める支援を行う人材の育成が図られるよう、福祉施設等の職員の企業実習を支援することが必要**である。
- 精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病など、従来の手法では対応が難しい障害者に対する支援者のアセスメント力の強化が課題となっており、人材育成に関しては、引き続き検討することが必要である。

# 障害者就業・生活支援センターにおけるモデル事業について

「①就労系サービスの利用に関するアセスメント」及び「②フォローアップ(定着支援)」  
にかかる課題を検討・整理するためモデル事業を実施

## モデル事業の1年次・2年次の事業内容

アセスメント	<h3>1年次目</h3> <p>(平成24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アセスメント票案の作成</li> <li>○ 評価案の作成と相談支援事業所との調整・課題抽出・整理</li> <li>○ モニタリングにかかる相談支援事業所との調整・課題抽出・整理</li> <li>○ アセスメント結果で一般就労の可能な者の就労支援体制の調整</li> </ul>	<h3>2年次目 (仮)</h3> <p>(平成25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アセスメント票案による実証</li> <li>○ アセスメント票の改善・質の向上 → <u>アセスメント票の完成</u></li> <li>○ <u>アセスメント手法の確立</u></li> <li>○ <u>マニュアル作成</u></li> <li>○ <u>全国への普及</u></li> </ul>
フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要継続的フォローアップ対象者の属性整理・要因分析</li> <li>○ 継続的フォローアップにかかる支援の試行、課題抽出・整理</li> <li>○ 相談支援事業所との役割分担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>継続的フォローアップを必要とする者への支援内容確立</u></li> <li>○ <u>マニュアル作成</u></li> <li>○ <u>全国への普及</u></li> </ul>

## アセスメント・フォローアップ体制の確立

## モデル事業開始

# 「障害者就業・生活支援センター」におけるモデル事業について

## モデル事業の必要性

### ○ 現行制度の基本的な考え方

就労を希望する者には、できる限り一般就労していただけるよう支援を行う。



特別支援学校卒業者等の就労系サービスの利用にあたっては、まずは就労移行支援を利用（アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可）し、一般就労が可能かどうか見極めていただいたうえで、それが困難であると認められる場合に、就労継続支援B型を利用することを原則としている。

また、特別支援学校の在学中に暫定支給決定を行い、卒業と同時にB型が利用できるよう推奨してきている。



### ○ 就労移行支援事業の体制整備の状況

一方で、就労移行支援事業者が無く、アセスメントのできない地域も多く存在。

（平成23年7月に行った調査では、就労移行支援事業によるアセスメントが困難な市町村が62.6%（1,092市町村 / 1,744市町村））

### ○ 相談支援の強化・充実との関係

相談支援事業所が行うサービス利用計画の作成（就労系）にあたり、アセスメントや評価が必要



### ○ 障害者就業・生活支援センターにおけるアセスメントの可能性の検証

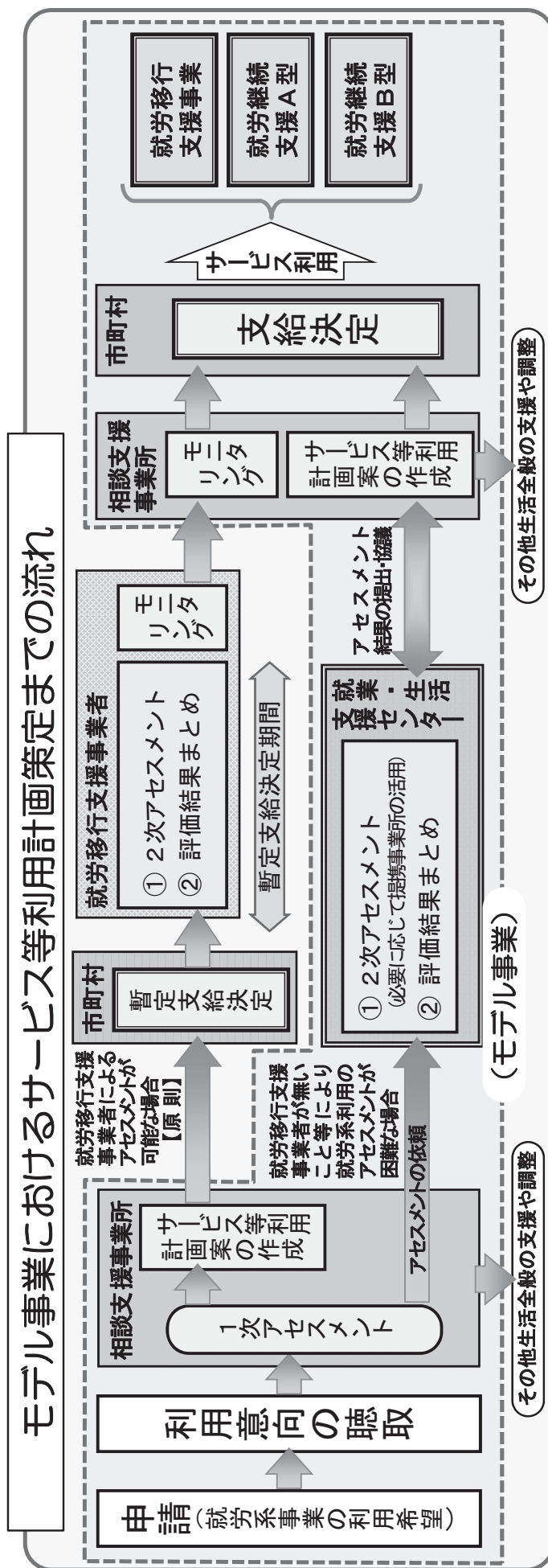
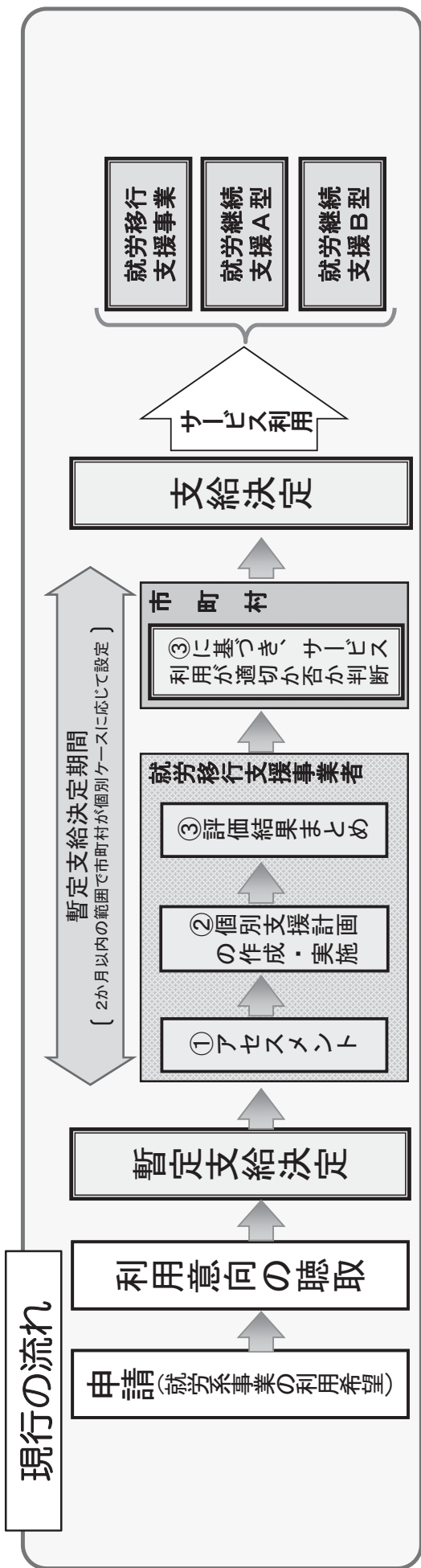
障害者就業・生活支援センターは、障害福祉圏域に設置が整いつつある状況。（就労移行支援の無い地域でも機能する可能性）



障害者就業・生活支援センターによる就労系サービスの利用に関するアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するためモデル事業を実施する。

【全国で10か所：補正予算（都道府県）による年度途中からの実施も可】

# モデル事業におけるサービス等利用計画策定までの流れ





## 平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定（就労系サービス） ～ 平成24年10月施行分 ～

### 就労移行支援

#### ◆ 一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価を適正化

[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定

[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

※ 過去3年間及び過去4年間とは、就労移行支援のあった日の属する年度の直近の過去3年度又は4年度を言う

### 就労継続支援 A 型

#### ◆ 就労継続支援 A 型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化

[短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合] 所定単位数の90%を算定

[短時間利用者が現員数の80%以上の場合] 所定単位数の75%を算定

現員数	雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者
短時間利用者	週20時間未満の利用者
現員数に占める短時間利用者の割合	直近の過去3月間において、一週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定 ただし、算定対象となる3月間の最初の週・最後の週が算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算

(関連資料6)



## 2 障害者優先調達推進法について

### (1) 法律の概要

#### ① 法律の趣旨

障害のある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。

そのためには、障害者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことも重要であるが、加えて、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組が求められている。

このような観点から、これまでも障害者就労施設等への仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な配慮が行われてきた。

しかし、国や地方公共団体等が物品やサービスの購入を行う際には、競争入札が原則であり、民間企業に比べて競争力の弱い障害者就労施設等では、国や地方公共団体等との契約を締結することが大変厳しい状況となっている。

この法律は、このような状況を踏まえ、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の自立の促進に資するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等をするために、必要な措置を講じるものである。

#### ② 法律の概要 (関連資料1 (20頁))

- 国及び独立行政法人等は、物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないこと、また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。
- 国は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針を定めなければならないこととされている。
- 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、この基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成しなければならず、当該年度の終了後、遅滞なく、物品等の調達の実績を取りまとめ、公表することとされている。
- 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成しなければならず、当該年度の終了後、遅滞なく、物品等の調達の実績を取りまとめ、公表することとされている。

(調達方針で定める主な事項)

- ① 物品等の調達目標
- ② その他物品等の調達の推進に関する事項

- 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定障害者雇用率を満たしていることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

※ \_\_\_\_\_ (波線の下線) が地方公共団体等に課せられる責務等。

### ③ 今後のスケジュール

次のようなスケジュールで進めることになると考えている。

	(国の対応)	(地方公共団体の対応)
24年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行通知の発出</li> <li>・ 施行通知の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行通知の周知</li> <li>・ 管内市町村への伝達・普及</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パンフレットの配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パンフレット活用による周知</li> </ul>
～25年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針案の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達方針案の作成</li> <li>・ 契約担当部局との連携・調整</li> <li>・ 庁内への周知と協力依頼</li> <li>・ 関係団体との調整</li> <li>・ 情報提供の方法の検討</li> <li>・ 公契約における措置等の検討</li> </ul>
～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針の各省との事前調整</li> <li>・ 予決令の改正（役務追加）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達方針の事前調整</li> </ul>
4月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針（閣議決定）</li> <li>・ 調達方針策定（各省各庁）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達方針策定</li> <li>・ 情報提供の開始</li> </ul>

※ なお、このスケジュールは現段階での見込みであり、変更があり得る。

## (2) 施行に向けた協力依頼等

### ① 庁内関係部局への周知と協力依頼等

平成25年4月以降は、障害者優先調達推進法により策定することとなる調達方針に即して官公需の調達を進めていくことになるが、その際、都道府県や市町村いずれにおいても、福祉担当部局や労働関係部局による取組のみならず、出先機関や関係施設等も含めた全庁的な取組が求められることとなる。特に契約担当部局との連携・調整のうえで、庁内関係部局に周知と協力をお願いすることが有効となるので、早期に契約担当部局との調整に取り組まれない。

### ② 関係団体との連携

障害者優先調達推進法による官公需の対応を進めていく上では、社会就労

センター協議会（セルフ協）やセルフセンター等の関係事業所団体との連携が必要であり、とりわけ、共同受注窓口による対応として、既存の窓口の活用や機能強化、新たな窓口の設置に当たっても、その連携が重要となる。

また、障害者優先調達推進法の対象となる障害者就労施設等には、いわゆる特例子会社といった企業や在宅就業している障害者なども含まれることから、労働関係部局とも連携のうえ、当該関係団体とも連携した取り組みが求められる。

### ③ パンフレットの活用による周知の促進

別添のとおり、障害者優先調達推進法の周知を図るため、地方公共団体・障害者就労支援施設向けのパンフレットを作成したので、参考とされるところに、周知にあたり活用をされたい。（関連資料 2（21 頁））

なお、パンフレットの電子媒体は、本会議の終了後、厚生労働省の障害者優先調達推進法のホームページに掲載することとしている。

（厚生労働省の障害者優先調達推進法のホームページ）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/yuusenchoutatsu/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yuusenchoutatsu/)

### ④ 情報提供の枠組み

障害者優先調達推進法第 11 条では、「障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努める（略）」とされており、障害者就労施設等に対し物品等に関する情報提供が求められている。

また、官公需として発注する国の機関や地方自治体から厚生労働省に対しても、「優先的に発注を推進するとしても、どこに施設が所在し、どのような品目にどの程度対応できるのか、基礎的な情報がわからない。」といった声が寄せられている。

このため厚生労働省では、平成 24 年度の障害者総合福祉推進事業において「障害者就労支援事業所が官公需を円滑に受注するための調査」を指定課題とし、官公庁が発注する際に必要となる基礎的なデータを収集することとしている。

現在、当該指定課題が採択された全国社会福祉協議会において、データ収集のための調査を進めているところであるが、収集したデータについては、平成 25 年 3 月末までに取りまとめ、都道府県別にして提供する予定である。

データを活用するかの判断は各都道府県に委ねるが、いずれにしても都道府県の単位で、いずれかのホームページにおいて情報提供いただくようお願いしたい。

厚生労働省においては、各都道府県で情報提供されているホームページにリンクするようになりたいと考えているので、御協力をお願いしたい。

# 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

## 1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

## 2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

### <国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表（厚生労働大臣）

調達方針の策定・公表（各省各庁の長等）

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

### <地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

## 3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 (第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

## 5. その他 (附則第1条～附則第3条)

### (1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

### (2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入
- (3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

その話、障害者就労施設に発注できませんか？

平成25年4月から

# 障害者優先調達推進法

がスタートします。

この法律は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを進めます。







## 目 次

- 概要 ..... 1
- 対象となる障害者就労施設等 ..... 3
- 障害者就労施設等の取組例 ..... 4
- 発注先となる就労支援施設の一覧
  - 障害福祉サービス事業所にかかる共同受注窓口 ..... 5
  - 厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体 ..... 9

### パンフレットの使い方

- **行政関係者の方**は、このパンフレットに記載された法律の趣旨を御理解いただき、障害者就労施設への発注を進めていただくようお願いします。



## 概要

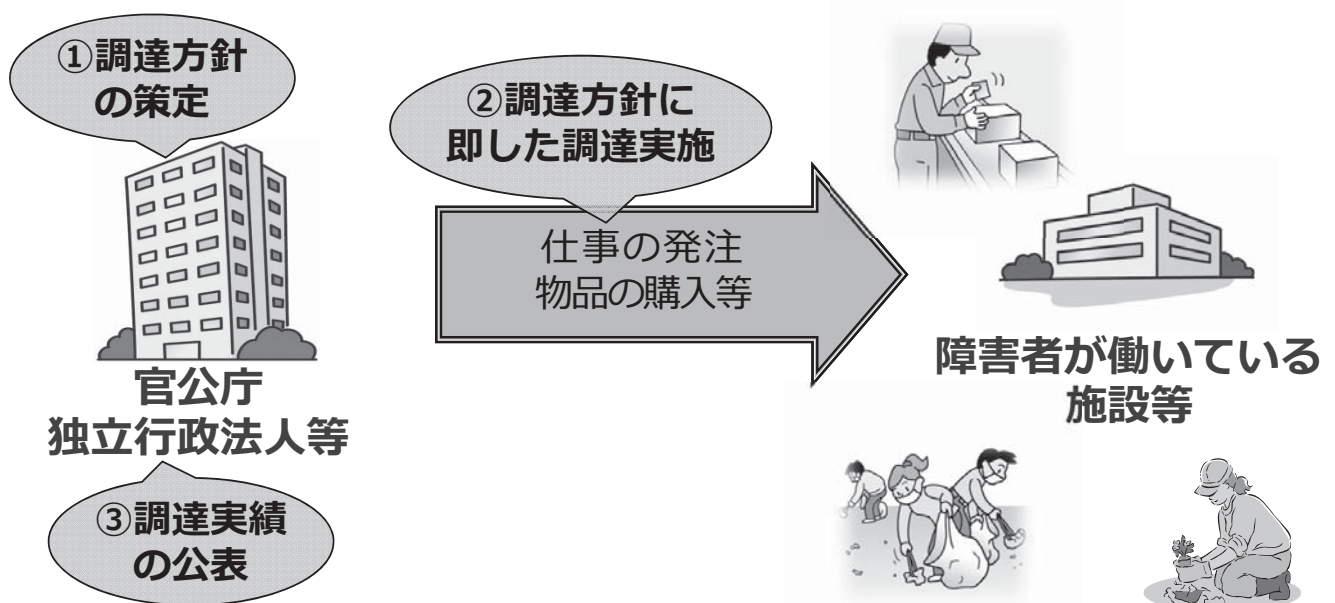
### 【法律の趣旨】

- 障害のある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。  
このため、障害者雇用を支援するための対策を進めるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組も重要です。
- このような観点から、これまで障害者就労施設等への仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組を行ってきました。
- この法律は、この取組をさらに推進するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために必要な措置を講じることを定めたものです。

※ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律《障害者優先調達推進法》」は、平成24年6月20日に成立、同月27日に公布され、平成25年4月1日から施行されます。

## 【法律の概要】

- ◎ 国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、以下の取組を行うこととされています。
  - 国は、障害者就労施設等からの物品等の基本方針を定める。
  - 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、この基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する。
  - 地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。
  - 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定障害者雇用率を満たしていることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。





## 対象となる障害者就労施設等

- 国や地方公共団体、独立行政法人等は、以下の施設等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務が課されます。

障害福祉サービス事業所等

### ◆ 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A型・B型）
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設  
(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
- 地域活動支援センター
- 小規模作業所



企業

### ◆ 障害者を多数雇用している企業

- 障害者雇用促進法の特例子会社
- 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障害者の雇用者数が5人以上
- ②障害者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上



在宅就業障害者等

### ◆ 在宅就業障害者等

- 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）





## 障害者就労施設等の取組例

### サービス提供の例

<クリーニング>



<清掃>



<印刷>



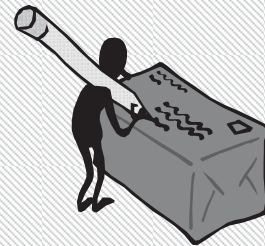
<データ入力>



<包装・組立>



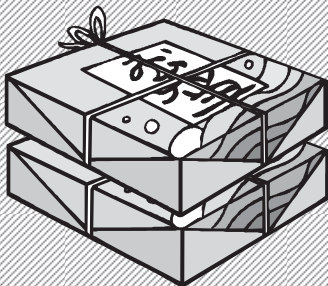
<発送>



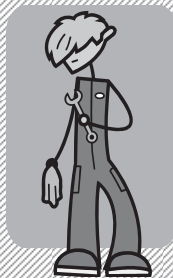
etc . . .

### 物品販売の例

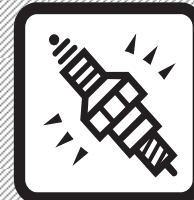
<弁当>



<制服等注文製造>



<部品>



etc . . .

※ 以上は、一部の例示です。この他にも多くのものを扱っていますので、障害者の働く場への発注をご検討ください。



# 発注先となる障害者就労施設等の一覧

## 行政関係者の方へ

- 発注先となる障害者就労施設の一覧については、以下のホームページに掲載することとしていますので、発注にあたって参考としてください。

[www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/yuusenoutatsu/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/yuusenoutatsu/)

- また、障害者就労施設や在宅就業障害者からの物品等の調達にあたり、①**共同受注窓口**では、受注内容に対応可能な障害福祉サービス事業所に分配し、複数の事業所で連携して対応し、②**在宅就業支援団体**では、会員の在宅就業障害者が行う各種業務の受付を行っていますので、発注する際の窓口としてご活用ください。

### ① 障害福祉サービス事業所にかかる共同受注窓口（平成24年10月時点）

都道府県	名称	所在地・担当／電話・FAX
全国	特定非営利活動法人 日本セルフセンター	〒160-0022 新宿区新宿1-13-1 大橋御苑駅ビル別館2階  Tel:03-3355-8877 Fax:03-3355-7666
北海道	北海道授産事業振興センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター「かでの2.7内」 北海道社会福祉協議会(嶋田) Tel:011-241-3982 Fax:011-280-3162
青森県	青森県社会就労センター協議会	〒030-0954 青森市駒込字月見野916-1 社会福祉法人義栄会(伊藤) Tel:017-742-3004 Fax:017-742-3004
岩手県	岩手県社会就労センター協議会	〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1-3 ふれあいランド岩手内 岩手県社協 福祉経営支援部 障がい者就労支援振興支援センター Tel:019-637-4462 Fax:019-637-4255
宮城県	特定非営利活動法人 みやぎセルフ協働受注センター	〒981-1102 仙台市太白区袋原5-12-1 仙台ワークキャンパス(武井) Tel:022-399-6299 Fax:022-306-2515
秋田県	秋田県社会就労センター協議会	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館 秋田県社会福祉協議会 地域福祉部施設経営・団体支援担当(小林) Tel:018-864-2715 Fax:018-864-2702

山形県	山形県社会就労センター協議会	〒990-0021 山形市小白川町2-3-31県総合社会福祉センター内 山形県社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉係(村上) Tel:023-622-5805 Fax:023-626-1623
福島県	福島県授産事業振興会 (授産事業支援センター)	〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地 福島県総合社会福祉センター内(板窪) Tel:024-523-1414 Fax:024-523-1432
茨城県	茨城県共同受発注センター	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県心身障害者福祉協会内(片岡) Tel:029-244-7461 Fax:029-243-4429
栃木県	とちぎセルフセンター	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 栃木県社会福祉協議会 福祉部施設福祉課(相馬) Tel:028-622-0433 Fax:028-622-5788
群馬県	群馬県社会就労センター協議会	〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 社会福祉総合センター 群馬県社会福祉協議会 施設福祉課(今井) Tel:027-255-6034 Fax:027-255-6173
埼玉県	埼玉県障害者授産事業振興センター (埼玉県セルフセンター)	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階 Tel、Fax:048-764-9412
千葉県	千葉県障害者就労事業振興センター	〒260-0856 千葉県千葉市中央区亥鼻2-9-3 Tel:043-202-5367 Fax:043-202-5368
東京都	東京都セルフセンター	〒164-0011 中野区中央3-19-1 中部すこやか福祉センター3F 中野区仲町就労支援事務所(中原) Tel:03-3360-1571 Fax:03-3360-1573
神奈川県	特定非営利活動法人 神奈川セルフセンター	〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤642-2 ライフ湘南 Tel:0466-86-6563 Fax:0466-87-2044
新潟県	新潟県社会就労センター連絡協議会	〒950-8575 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ*3階 新潟県社会福祉協議会 地域福祉課(渡邊) Tel:025-281-5521 Fax:025-281-5529
富山県	富山県社会就労センター協議会	〒930-0143 富山市西金屋6682番地 めひの野園(岡部) Tel:076-427-1033 Fax:076-427-1035
石川県	石川セルフ振興センター	〒920-8557 金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館 石川県社会福祉協議会 施設振興課 Tel:076-224-1211 Fax:076-208-5760
福井県	特定非営利活動法人 福井県セルフ振興センター	〒910-0026 福井市光陽2-3-22 県社会福祉センター1階 Tel:0776-29-2234 Fax:0776-21-0313
長野県	特定非営利活動法人 長野県セルフセンター協議会	〒380-0928 長野市若里7-1-7 (中村) Tel:026-291-8280 Fax:026-291-8290
岐阜県	岐阜県セルフ支援センター	〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 岐阜県社会福祉協議会 施設団体振興部(丹所) Tel:058-273-1111 Fax:058-275-4888
静岡県	一般社団法人 静岡県社会就労センター協議会	〒420-0859 静岡市葵区栄町1-5 ホームスト静岡ビル2F (鈴木、井上) Tel:054-273-9111 Fax:054-273-9112

愛知県	社団法人 愛知県セルフセンター	〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-4-7 県社会福祉会館 (三浦) Tel:052-201-1147 Fax:052-232-2050
三重県	特定非営利活動法人 共同受注窓口みえ	〒514-8552 津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館2階 (浅野) Tel:059-264-7373 Fax:059-264-7374
滋賀県	社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター	〒525-0032 草津市大路2-11-15 (城、深津) Tel:077-566-8266 Fax:077-566-8277
京都府	特定非営利活動法人 京都ほっとはあとセンター	〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地 ハートピア京都7階(芝田) Tel:075-255-0355 Fax:075-255-0366
大阪府	大阪府社会福祉協議会 セルフ部会大阪授産事業振興センター	〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号大阪府社会福祉会館1F (横山、高田) TEL:06-6766-1717 FAX:06-6766-1719
兵庫県	特定非営利活動法人 兵庫セルフセンター	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター6階 (村上) Tel:078-414-7311 Fax:078-414-7312
奈良県	特定非営利活動法人 奈良県社会就労事業振興センター	〒630-8114 奈良市芝辻町2-11-16 圭真ビル102 Tel:0742-93-3244 Fax:0742-93-3245
鳥取県	特定非営利活動法人 鳥取県障害者就労事業振興センター	〒683-0802 米子市東福原1-1-45 (濱田) Tel:0859-31-1015 Fax:0859-31-1035
島根県	島根県障がい者就労事業振興センター	〒690-0011 松江市東津田町1741-3 2F Tel:0852-67-2671 Fax:0852-67-2671
岡山県	岡山県セルフセンター	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館2F (田中) Tel:086-222-0300 Fax:086-222-0300
広島県	広島県社会就労センター協議会	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館3階 広島県就労振興センター(曾根) Tel:082-252-3100 Fax:082-252-3155
山口県	山口県工賃向上支援センター	〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館 山口県社会福祉協議会 障害者就労支援班(佐藤) Tel:083-924-2820 Fax:083-924-2792
徳島県	とくしま障害者授産支援協議会	〒770-0045 徳島市南庄町5丁目77番地3 眉山園(三橋) Tel:088-632-1333 Fax:088-632-0082
香川県	香川県社会就労センター協議会	〒761-0701 木田郡三木町池戸931-6 朝日園 Tel:087-898-2323 Fax:087-898-6060
高知県	高知県社会就労センター協議会	〒789-1201 高岡郡佐川町字寺中甲1037-1 さくら福祉事業所(畑山) Tel:0889-22-2113 Fax:0889-22-5369
福岡県	福岡県セルフセンター	〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階 福岡県社会福祉協議会 施設課 Tel:092-584-3377 Fax:092-584-3369



佐賀県	佐賀県健康福祉本部 障害福祉課就労支援室	〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59  Tel:0952-25-7143 Fax:0952-25-7302
長崎県	街かどのふれあいバザール運営委員会	〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内 長崎県社会福祉協議会 施設団体課(松本) Tel:095-846-8022 Fax:095-842-7922
熊本県	(株)コウケン	〒862-0965 熊本市南区田井島1-11-34  Tel:096-284-1552 Fax:096-284-1562
大分県	大分県社会就労支援事業所協議会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 県総合社会福祉会館 大分県社会福祉協議会 施設支援課(岡) Tel:097-558-0300 Fax:097-558-6001
宮崎県	宮崎県社会就労センター協議会	〒880-8515 宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター 宮崎県社会福祉協議会 地域福祉部(脇田) Tel:0985-22-3380 Fax:0985-23-3160
鹿児島県	鹿児島県授産施設協議会	〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター4F 鹿児島県社会福祉協議会 施設福祉部 Tel:099-257-1001 Fax:099-250-9358
沖縄県	一般財団法人 沖縄県セルフセンター	〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟4階 (喜瀬) Tel:098-882-5663 Fax:098-882-5664

障害者就労施設からの調達  
をお願いします。



## ② 厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体一覧 (平成24年5月21日現在)

	名 称	所在地(担当)／(TEL・FAX)	実施業務
北海道	特定非営利活動法人 札幌チャレンジド	札幌市北区北7条西6丁目1 北苑ビル2階 011-261-0074	・字幕制作 ・インターネット質問整理 ・ホームページ制作・更新 ・ホームページ検証 ・テープ起こし ・データ入力業務 ・パソコン講習(講師)業務
埼玉県	社会福祉法人 埼玉福祉事業協会	埼玉県さいたま市西区塚本町1丁目94番地1 048-625-5100	・花木レンタル ・パン製造販売 ・レンタルおしぼり
千葉県	特定非営利活動法人 トライアングル西千葉	千葉市稲毛区小仲台2丁目6番1号 043-206-7101	・あん摩マッサージ指圧・鍼・灸 ・会議、講演等を録音したテープのテープリライト
	ワークスネット株式会社	船橋市本中山3丁目21番5号 043-297-3391	・手書き文書(伝票、申込書など)をコンピュータ化するための「データ入力作業」を行う。
東京都	社会福祉法人 東京コロニー	中野区江原町2丁目6番7号 03-5988-7192	・Webコンテンツの企画、制作(デザイン、HTML、CGI等)及び運営 ・データベース設計、プログラム開発、サーバ保守、DTP、イラストレーション、文章執筆、編集、リサーチ、データ入力等
	社会福祉法人 武蔵野千川福祉会	武蔵野市境南町4丁目20番5号 0422-30-0022	・印刷作業 ・梱包、包装作業 ・メール便発送業務、宅急便発送業務 ・清掃業務
神奈川県	株式会社研進	横浜市西区みなとみらい4丁目10番3-W707号 045-664-2412	・二輪車・四輪車・汎用機・その他機械関係部品の組立加工 ・食料品(パン・クッキー等)の生産 ・園芸品(植栽用苗を含む)の生産 ・衣料品・日用雑貨(陶芸品を含む)の生産
	社会福祉法人 進和学園	平塚市万田475番地 0463-32-5325	・封入・梱包・部品組み立て ・パン・クッキー等の食料品生産 ・園芸品及び農産物の生産 ・衣料品・日用雑貨 ・クリーニング ・清掃業務
	社会福祉法人 小田原支援センター	小田原市東町4丁目11番地2号 0465-30-1560	・食料品(パン、クッキー等)の生産 ・ボールペン組み立て ・バリ取り ・自動車部品組み立て
山梨県	社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会	甲府市北新一丁目2-12 055-252-0100	・ホームページ作成 ・各種印刷物のデザイン ・各種プログラムの作成 ・データ起こし、データ入力
岐阜県	特定非営利活動法人 バーチャルメディア工房ぎふ	大垣市加賀野4丁目1番地の7 0584-77-0533	・電算入力・記録作成 ・各種印刷物の製作 ・ソフトウェア開発 ・ネットワーク構築等 ・ホームページ製作・Webサイトの構築 ・人材育成研修

静岡県	特定非営利活動法人 福祉のまちづくり市民ネット ワーク	浜松市南区東若林町1220番地の5 053-448-7119	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議録作成</li> <li>・ホームページ作成及び更新</li> <li>・名刺作成</li> <li>・機関紙作成</li> <li>・DM発送作業</li> <li>・アンケート集計及び報告書作成</li> </ul>
愛知県	特定非営利活動法人 電気仕掛けの仕事人	岡崎市美合町字三田19番地8 0564-54-5331	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DTP 執筆、画像処理、イラスト制作、文書校正</li> <li>・Web制作 デザイン、コーティング、画像処理</li> <li>・情報処理 プログラミング、データベース構築</li> </ul>
大阪府	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会	大阪市天王寺区東高津町12番10号 06-6767-9981	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム開発業務</li> <li>・Webサイト制作業務</li> <li>・DTP業務</li> <li>・データ入力、集計、管理業務</li> <li>・CD-ROMコンテンツ制作業務</li> </ul>
	社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会	大阪市西成区出城2-4-10 06-6563-6564	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング業務</li> <li>・データ入力、名刺作成業務</li> <li>・軽作業業務</li> </ul>
兵庫県	特定非営利活動法人 ネピオン	神戸市須磨区妙法寺岩山1056-1 078-741-1120	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縫製加工</li> <li>・織布製造</li> <li>・木工製品製造</li> <li>・ほう材梱包・出荷準備</li> <li>・あんまマッサージ</li> </ul>
長崎県	社会福祉法人 出島福祉村	長崎市岩川町2番3号 095-892-3600	<ul style="list-style-type: none"> <li>・びわ茶の製造</li> <li>・コーヒーの製造</li> <li>・印刷物の製造</li> <li>・ホームページの作成及びメンテナンスの業務</li> </ul>
熊本県	特定非営利活動法人 在宅就労支援事業団	熊本市中央区九品寺5丁目9番1号 096-375-7900	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名書き(毛筆・ペン字)(挨拶状、年賀状、暑中見舞い)</li> <li>・携帯灰皿作成、手提げ袋作成、封筒作成</li> <li>・切手・シール貼り作業、郵便番号仕分け作業</li> <li>・ノベルティー作成、サンプル作成、箱作成</li> <li>・梱包作業、チラシ・パンフレット折り作業、封入作業</li> <li>・データ入力作業、テープ起こし作業、デザイン作成、オペレーション作業</li> <li>・検品作業、紐通し作業、和裁・洋裁作業</li> </ul>
宮崎県	社会福祉法人恵佼会	宮崎市祇園一丁目50番地 0985-31-6441	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの作成・更新</li> <li>・エクセルを利用したデータベースにかかるデータ入力、パワーポイントの作成、ワードによる文章入力</li> <li>・印刷物の版下作成、各種のデータ入力、テープおこし</li> </ul>

**<作成> 厚生労働省**

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

ホームページ : [www.mhlw.go.jp](http://www.mhlw.go.jp)

(優先調達推進法関係のページ)

[www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/yuusen choutatsu/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/yuusen choutatsu/)

### 3 相談支援の充実等について

#### (1) 計画相談支援の対象者に係る経過的な取扱いについて

サービス等利用計画については、相談支援の提供体制を考慮する観点から、平成 24 年度から段階的に対象を拡大し、平成 27 年 3 月末までに原則として全ての障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者等を対象とする取扱いとしている。

計画相談支援の対象者の拡大方法について、市町村における年次計画の策定や個別の対象者の選定に当たっては、

- ①新規利用者
- ②特に支援が必要と認められる者（障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者など）
- ③施設入所者

を優先して拡大する対象とした上で、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間についても勘案しつつ判断すべきものとしている。

(※) なお、施設入所支援の利用者が、就労継続支援又は障害程度区分が低い者に係る生活介護を組合せで利用する場合は、原則、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成を前提に認めることとされており、当該組合せに係る平成 24 年 4 月以降の新規利用者は、サービス等利用計画の作成が必須である。

各自治体において策定された第 3 期障害福祉計画では、平成 26 年度における各月の計画相談支援の平均利用者数は全国で約 19 万人と見込まれており、それを踏まえた相談支援の提供体制の構築を行っていく必要がある。

(※) 第 3 期障害福祉計画（計画相談支援）における各月の平均利用者数

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
68,302 人	123,272 人	188,616 人

(注) 福島県を除く

今後、各市町村において、相談支援の提供体制について検討を行っていくためには、年次計画や個別の対象者の選定方法等をしっかりと定めた上で、より精緻な利用者数を推計することが重要となってくる。

各都道府県においては、管内の市町村に対し、

- ①サービス等利用計画については、平成 27 年 3 月末までに原則として全ての障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者等が対象となること

②計画相談支援の対象者の拡大方法について、年次計画や個別の対象者の選定方法を定める必要があること

③継続サービス利用支援(モニタリング)について、設定する際の勘案事項や、標準的な期間として厚生労働省令で定めるモニタリング期間の考え方を再度、周知徹底することで、市町村がより精緻な利用者数を推計できるよう必要な支援を行っていただきたい。

加えて、地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場である自立支援協議会へも報告することで課題を共有するとともに、適宜、地域の相談支援事業者に対しても情報伝達し、より密接な連携を図っていただくようお願いする。

(※) このような取組を通じて、各市町村においても、相談支援事業所の新規指定や相談支援専門員の増員等に係る検討が可能となり、各都道府県が実施する相談支援従事者研修への受講者の推薦等、都道府県との連携が効果的なものになると考えられる。

また、各都道府県においても、((2)で後述する地域相談支援を含め)

- ①管内市町村が推計した利用者数や、相談支援専門員に係る管内市町村における需要(ニーズ)を基に、各都道府県内で計画相談支援のために必要となる相談支援専門員の人数を検討するとともに、
- ②検討結果を踏まえ、今後の相談支援専門員の養成方法(各都道府県が実施する相談支援従事者研修の回数や定員など)
- 等を含めた実行計画(アクションプラン)の作成及び実績を踏まえた適宜の見直しをお願いする。

【参考】●●県●●市の取組(平成24年8月下旬:聞き取り)

(基礎データ)

人口:約10万人弱(うち、計画作成対象者:約800人)

相談支援事業所数:4事業所

(取組内容)

◇自立支援協議会の専門部会において、3か月先に更新時期を迎える者のリストを基に、計画作成対象者を決定。

(リストアップ作業は平成24年2月(平成24年4月分)から開始)

◇サービス量の多い者やサービス等利用計画を基にしっかりと支援すべき者を優先し、毎月40件程度が計画作成対象者となっている。

◇主なサービス利用者は平成24・25年度中に対応し、平成26年度を微調整用としているが、新規利用者は全員を計画作成対象者としている。

なお、厚生労働省においても、これまでに寄せられた計画相談支援に係る疑義照会を中心に、計画相談支援の適正な実施に資することを目的としたQ & Aを作成する等の対応を行っていくことを予定している。

## (2) 地域相談支援の着実な実施等について

### ① 地域相談支援の提供体制の整備について

平成 22 年 12 月に成立した障害者自立支援法等の一部改正により、平成 24 年 4 月 1 日から地域相談支援として、障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院する障害者に住居の確保その他地域生活へ移行するための活動に関する相談等の支援を行う「地域移行支援」及び居宅において単身等で生活する障害者に対して常時の連絡体制を確保し緊急の事態等に相談等の支援を行う「地域定着支援」が創設されたところである。

各自治体が定める第 3 期障害福祉計画においては、障害者支援施設等に入所・入院している障害者の数や地域で単身で生活している障害者の数などを勘案し、平成 24 年度から平成 26 年度までの間に、地域移行支援は 45,244 人<sup>\*</sup>、地域定着支援は 32,212 人<sup>\*</sup>が利用することが見込まれている。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活の定着を着実に進めるため、衛生主管部局とも連携を図りつつ、計画的な地域相談支援の提供体制の整備をよろしく願います。

※ 利用者が給付決定の有効期間利用すると仮定した場合の全国合計数（福島県分を除く）

(参考) 第 3 期障害福祉計画におけるサービス見込量（全国値（福島県分を除く））

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域移行支援	6,290 人	7,496 人	8,836 人
地域定着支援	7,973 人	10,877 人	13,362 人

※ 地域移行支援、地域定着支援いずれも各月の利用者数の平均

### ② みなし指定一般相談支援事業者の指定申請について

平成 24 年度以前に指定を受けていた相談支援事業者は、制度施行の際に地域相談支援を担当する指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなす（以下、「みなし指定一般相談支援事業者」という。）こととされたところであるが、当該指定は平成 25 年 3 月 31 日までの間に指定一般相談支援事業者の指定申請をしないときには、その効力を失うことになる。

このため、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、みなし指定一般相談支援事業者の指定申請の状況を適宜把握しつつ、平成 25 年 3 月末日までの間に計画的に指定申請が行われるよう、個々の事業者に申請を促すなどきめ細かな対応をお願いする。

### ③ 自立支援協議会の積極的な活用について

障害者支援施設等からの地域生活への円滑な移行を促進するためには、地域相談支援の提供体制の計画的な整備とあわせて、地域の社会資源の開発・改善を担う「自立支援協議会」の積極的な活用が重要である。このため、自立支援協議会の中に障害者支援施設、精神科病院、相談支援事業者、保健所など障害者の地域移行に関連する関係機関・関係者等で構成される専門部会（例：地域移行支援部会、退院支援部会など）を設け、障害者の地域移行の促進等に関する課題の共有や障害者向けの地域移行に関するパンフレットの作成等の取組を推進するなど、特段の御配慮をお願いしたい。

## （3）自立支援協議会の活性化について

自立支援協議会については、障害者自立支援法において、「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの」とされており、その設置の促進や運営の活性化を図るため、平成 22 年 12 月に成立した障害者自立支援法等の一部改正法において法定化されている。

この法定化の趣旨を踏まえ、これまで未設置だった市町村においては、改めて自立支援協議会の設置の検討を行うとともに、既に設置済みの市町村及び都道府県においても、前述の地域移行支援部会（3（2）の③）や後述の権利擁護部会（4の（2））、障害児の支援に取り組む子ども部会など、課題別の専門部会を設置すること等により、地域の実情に応じた活動の活性化に向けた取組を行い、地域における障害者等の支援体制の整備を進めることが必要である。

（※）被災 3 県を除く「44 都道府県 1,619 市町村」を調査対象とした平成 23 年 4 月時点での調査結果では、都道府県の自立支援協議会は全都道府県で設置されており、市町村の自立支援協議会においては、設置市町村の割合が 89%と年々増加傾向にある。



自立支援協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくこととなるが、設置運営の責任主体である都道府県及び市町村においては、自立支援協議会の場で明らかになった課題等を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源も含めた地域における障害者等の支援体制の整備に努めていただきたい。

また、平成 25 年 4 月に施行される障害者総合支援法において

- ①自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画が明確化されたこと
- ②協議会の設置を各都道府県及び市町村の任意設置から努力義務とされたこと

等の改正を踏まえた今後の体制整備等についても、あわせて準備を進められたい。

加えて、本年 10 月の障害者虐待防止法の施行を踏まえ、自立支援協議会の場などを通じて、地域における関係機関等の参加の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制の構築にも努めていただきたい。

#### (4) 身体・知的障害者相談員について

身体・知的障害者相談員については、障害者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っており、市町村が行う障害者等へのピアカウンセリングの実施や、相談支援事業者による計画相談支援、地域移行支援・地域定着支援を提供するに当たって、当事者や家族の目線に立った相談支援の実施に協力するなど、その役割は今後一層期待される場所である。

地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）において、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠であるとの基本的な考え方から、都道府県（指定都市・中核市）の身体・知的障害者相談員への委託による相談援助は、市町村へ移譲するとともに、広域的に行う必要があるものについては、都道府県が自らその事務を行うことを妨げないこととされたところであり、平成 23 年 8 月に、当該内容を盛り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、本年 4 月より施行されている。

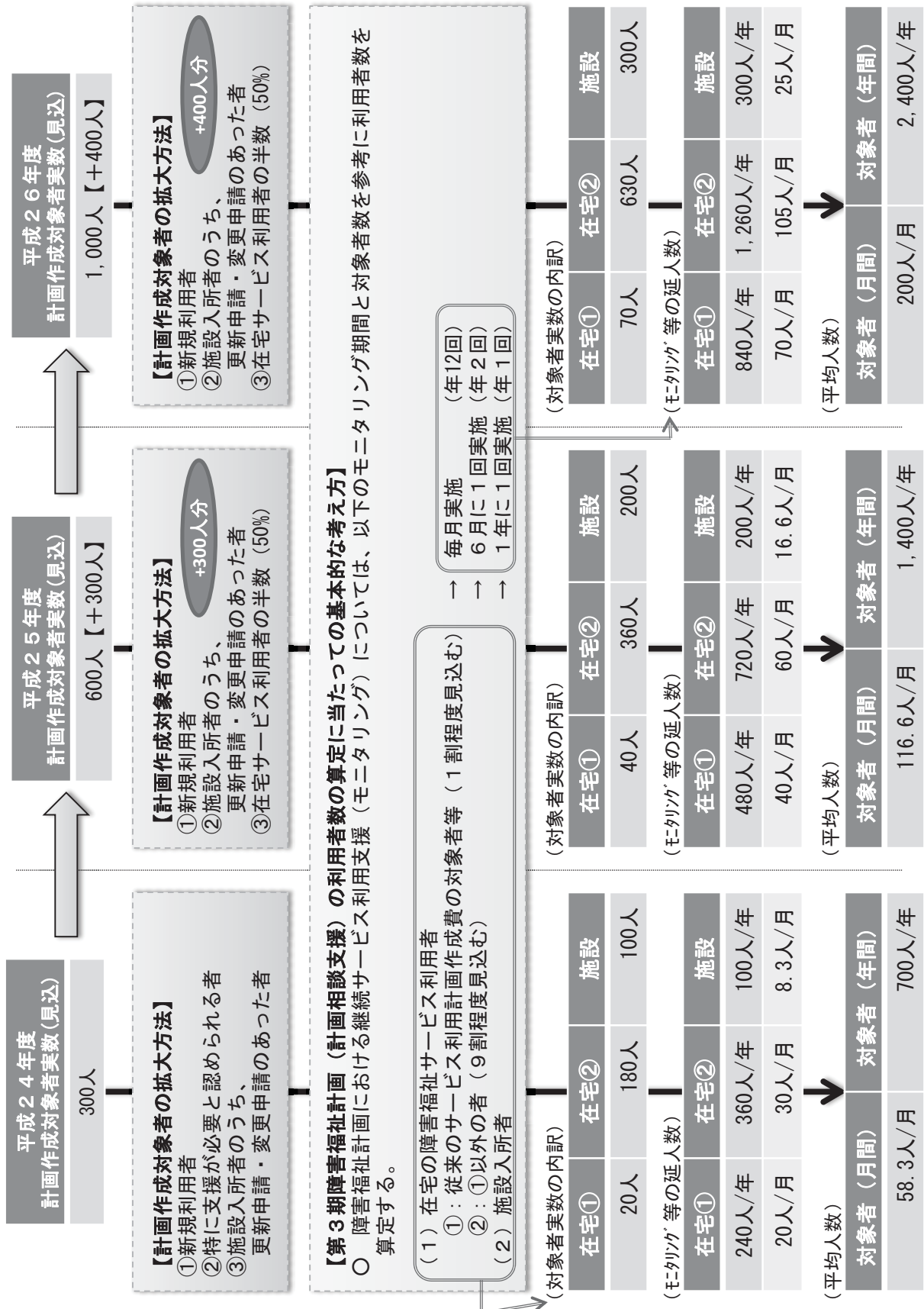
各都道府県におかれては、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合には都道府県自ら委託するなど、適切に対応していただくとともに、管内市町村に対し、身体・知的障害者相談員による相談援助の充実が図られるよう必要な助言を行うなど、特段の御配慮をお願いする。

また、平成 25 年 4 月に施行される障害者総合支援法及び身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の一部改正においても、相談支援の連携体制の整備を図る観点から、

- ①基幹相談支援センターの設置者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体・知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者等との連携に努めなければならないこと
- ②身体・知的障害者相談員は、身体・知的障害者が障害福祉サービス事業等のサービスを円滑に利用できるように配慮し、障害福祉サービス事業者等との連携を保って業務を行うよう努めなければならないこと

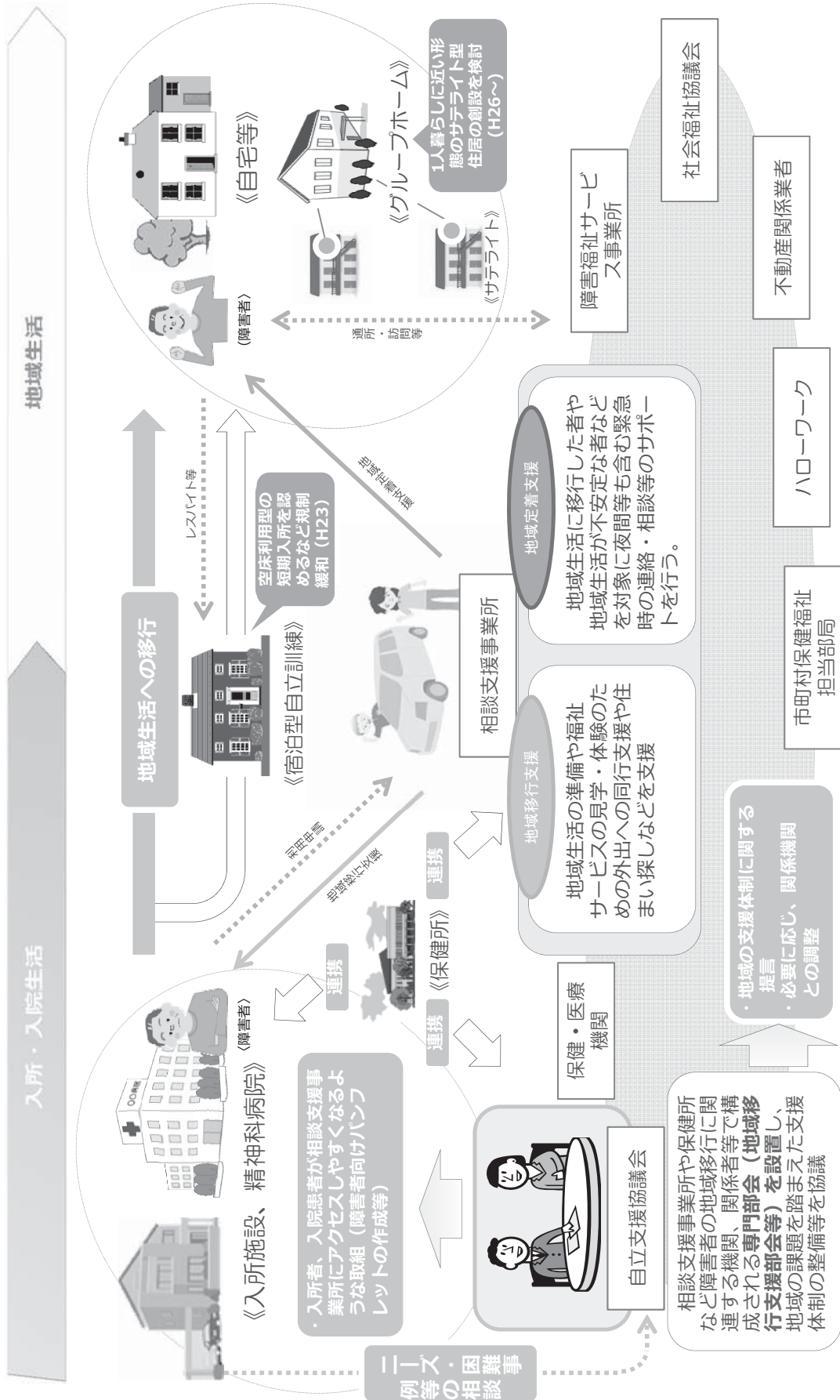
といった規定が盛り込まれたところであり、現在、地域生活支援事業費補助金により各都道府県が実施している「身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業」における研修会の機会を活用するなどして、相談支援の連携体制の整備に努めていただきたい。

# 計画相談支援に係る対象者の推計方法 (例)



# 障害者の地域移行・地域生活を支える体制整備の着実な推進

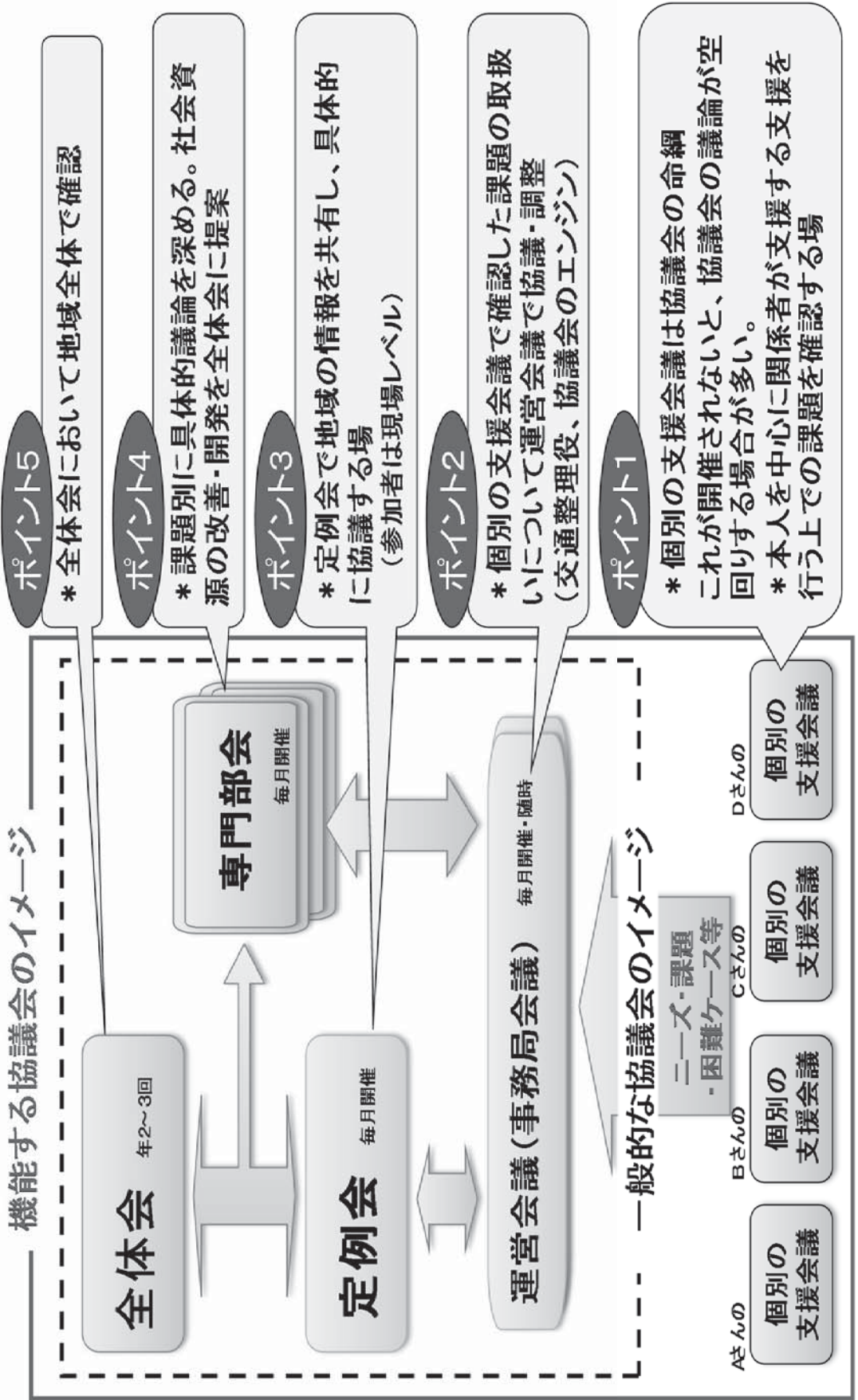
第3期障害福祉計画に基づき、障害者の住まいの場であるグループホーム等や平成24年度からスタートした地域相談支援の提供体制を整備するとともに、地域の社会資源の開発・改善を担う自立支援協議会を積極的に活用すること等により、地域の実情に応じた円滑な地域移行や地域移行後の地域生活を支える体制整備を進める。



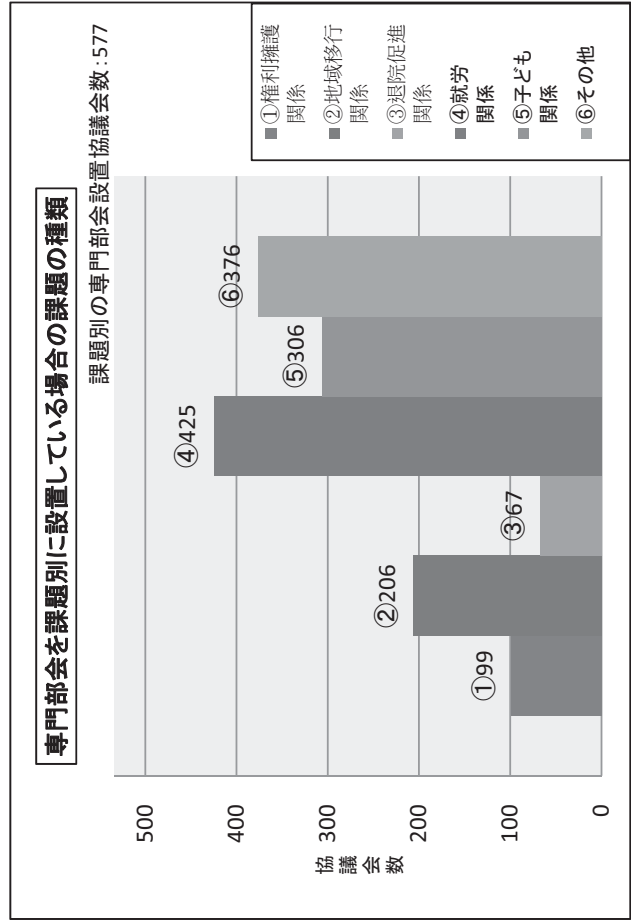
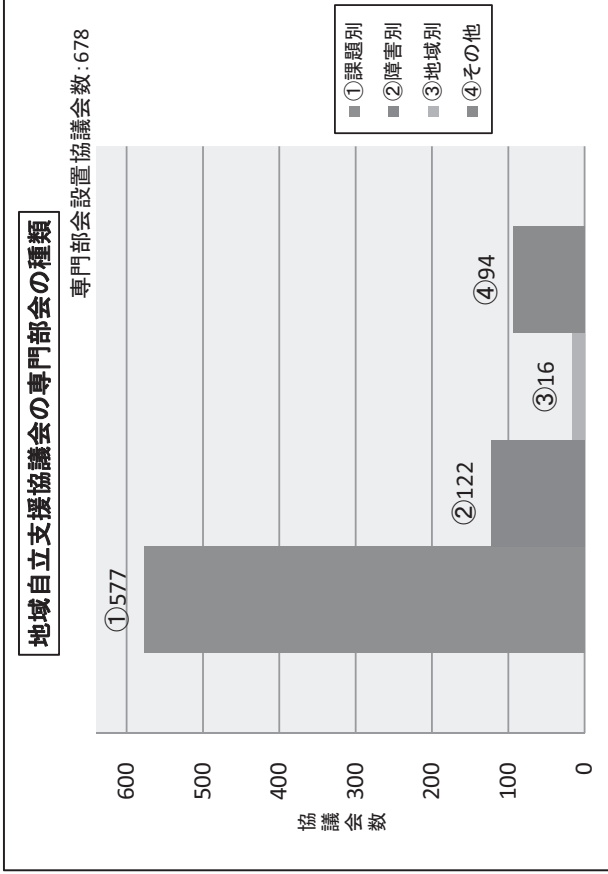
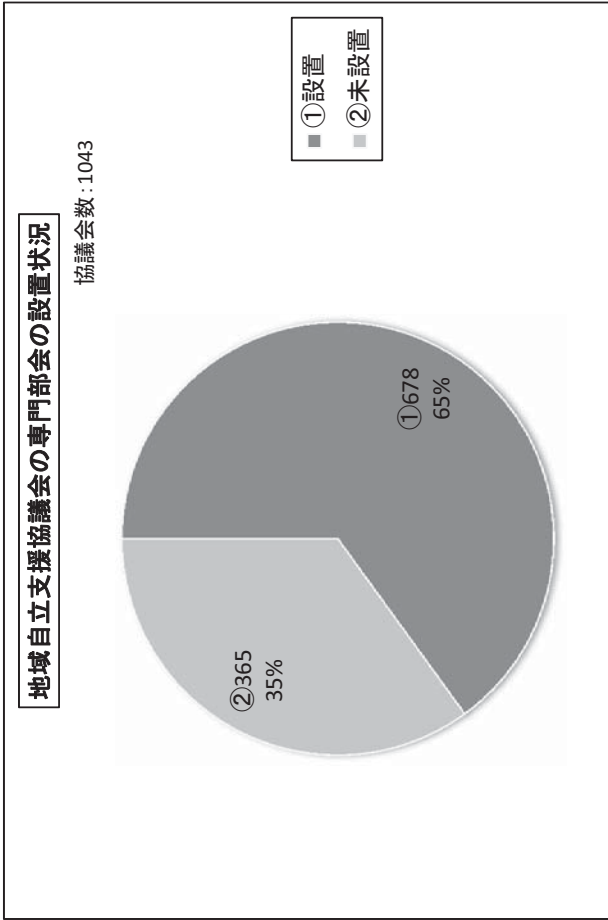
# (参考) 機能する協議会のイメージ

出典：自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人 日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行））

## 地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）



# 地域自立支援協議会について



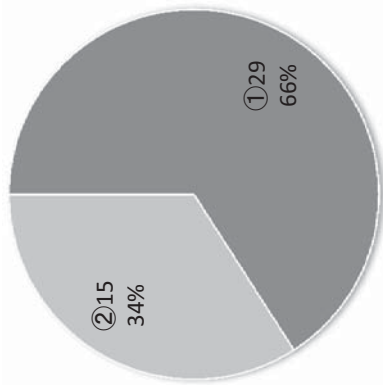
※ 調査対象は、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の市町村を除く、1,619市町村

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について（H23.4.1現在）」

# 都道府県自立支援協議会について

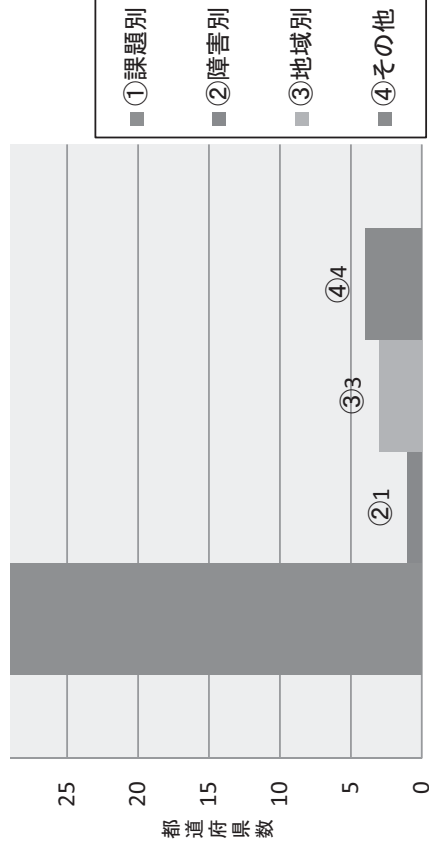
都道府県自立支援協議会の専門部会の設置状況

設置都道府県：44



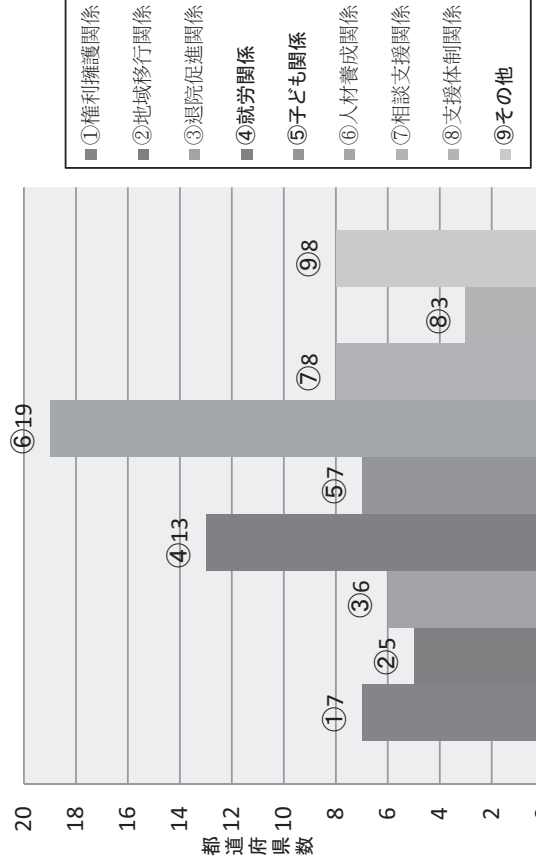
都道府県自立支援協議会の専門部会の種類

専門部会設置都道府県：29



専門部会を課題別に設置している場合の課題の種類

専門部会設置都道府県：29



※ 調査対象は、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)を除く、44都道府県

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について(H23.4.1現在)





## 4 障害者虐待防止対策について

### (1) 障害者虐待の早期発見・早期対応への取組について

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成23年6月24日に公布された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が本年10月1日に施行されたところである。

障害者虐待防止法の着実な施行のためには、

- ①養護者や障害者福祉施設従事者等の職員及び使用者から障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村や都道府県に通報しなければならないという義務が生じること
- ②通報や虐待を受けた障害者本人からの届出の窓口として、「都道府県障害者権利擁護センター」や「市町村障害者虐待防止センター」などが設置されていること

等を広く周知することが、障害者虐待の早期発見・早期対応に有効である。

(※)「市町村障害者虐待防止センター」等の名称を使用することは法律上の義務ではないが、適切な支援につなげるためにも、例えば、障害福祉担当部局が通報・届出の窓口となる場合には、その部局が法律上の「市町村障害者虐待防止センター」であることを広く周知することが必要となる。

また、教育や医療等の所管部局とも連携し、

- ①障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待の早期発見に努めなければならないこと
- ②障害者福祉施設の設置者等、障害者を雇用する事業主、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者は、研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待防止に必要な措置を講ずるものとする

等も広く周知することが、障害者虐待の防止や早期発見・早期対応に向けた対応として重要となってくる。

各都道府県及び市町村においては、休日・夜間においても速やかに通報・届出に対応できる体制を確保するとともに、行政の広報誌や啓発ポスター、パンフレット等を活用して、地域住民や関係機関に対して通報義務や窓口についての周知を図り、併せて障害者虐待の理解や普及啓発を行うことで、障害者虐待の防止や早期発見・早期対応に向けた取組をお願いする。

## (2) 関係機関との連携体制（虐待防止ネットワーク）の構築について

障害者虐待の防止や早期の対応等を図るためには、都道府県や市町村が中心となって、関係機関との連携協力体制（虐待防止ネットワーク）を構築しておくことも重要である。

### (※) 想定される虐待防止ネットワーク（例）

#### ①虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク

◇地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等から構成される地域の見守りネットワーク。

#### ②サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク

◇障害福祉サービス事業者や相談支援事業者など、虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワーク。

#### ③専門機関による介入ネットワーク

◇警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体など専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワーク。

これらのネットワークを構築するため、自立支援協議会の下に権利擁護部会を設置するとともに、当該部会に都道府県労働局や警察署にも参加を要請し、定期的に地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくりの協議を行うこと等により、地域における関係機関のネットワークの強化を図っていただきたい。

なお、過去の虐待事案においては、障害者等が虐待の相談や届出をしたにも関わらず、適切な対応がなされず被害が拡大した事例も報告されているため、通報又は届出を受けた際には、速やかに訪問調査等による事実確認によって必要な情報等の確認を行った後、事案に応じた各関係機関（行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関等）が連携・協議を行うことが重要である。

こういった点を中心に、既に示している「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（自治体向けマニュアル）」を参考にしつつ、現時点において構築されている体制等を再度確認いただきたい。

また、体制の整備を図るに当たっては、制度として先行している高齢者や子どもの虐待防止に対する取組とも連携を図りながら、地域の実情に応じた効果的な体制を講ずることも重要であり、各自治体内の関係部局等との協力関係（連携体制）を強化していただきたい。

### (3) 障害者福祉施設等の従事者向けマニュアルの活用について

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止には、管理者や実際に支援に当たる職員など、組織全体での取組が必要であり、そのような観点から、障害福祉施設等で勤務する職員を対象にした「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」を作成したところ。

各都道府県及び市町村においては、管内の障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所、また、厚生労働省令で定める事業とされている障害児相談支援事業所及び障害児通所支援事業所等に対して、本手引きを周知するとともに、研修会等の機会を通じて、各施設や事業所内で同手引きの内容について徹底が図られるよう、必要な指導及び助言をお願いする。

なお、障害者虐待防止法や施行令・施行規則（政省令）、関連通知に加え、法の円滑な施行のために作成した各種マニュアル等を厚生労働省ホームページに掲載しているため、障害者虐待の防止と対応並びに広報・啓発の際に御活用いただきたい。

(※) 厚生労働省ホームページ 掲載アドレス

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai\\_shahukushi/gyakutaiboushi/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_shahukushi/gyakutaiboushi/)



## 5 発達障害支援施策の推進について

### (1) 地域支援体制の整備について

発達障害者への支援については、発達障害者支援法（平成17年4月施行。以下「支援法」という。）に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援の推進を図ってきたところであり、着実に進展しつつあるが、一方で、依然として地域ごとの取組に格差が存在している。このため、発達障害者に対する地域支援体制の強化を図る観点から、今後次のような見直しを行うこととしている。

#### ① 改正児童福祉法の施行等を踏まえた発達障害者支援センターの在り方の見直し

支援法では、地域支援体制の中核として「発達障害者支援センター」（以下「センター」という。）を位置付けており、各センターは地域における発達障害児（者）等に対する専門的な相談支援、発達支援及び就労支援並びに医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関・団体等への情報提供、連絡調整及び関係機関等の従事者に対する研修を実施している。

支援法施行後、徐々に国民の発達障害への理解が進み、支援を必要とする発達障害児（者）が顕在化し、センターにおける相談支援等の利用者は着実に増加しているが、センターの業務のうちこうした直接支援業務が占める割合が増加することにより、地域によっては、中核的機関としてのセンターに求められている関係機関・団体等のバックアップ機能等が十分発揮されていないという課題が出てきている。（関連資料（54頁～57頁））

他方、今般の改正児童福祉法の施行により、平成24年4月から、身体障害・知的障害の別に分かれていた障害児施設について、発達障害を含む3障害すべてへの対応を基本とした施設への一元化を図るとともに、地域の障害児支援の拠点として児童発達支援センターを創設するなど、地域における障害児支援の強化が図られたところである。さらに、同じ改正児童福祉法において、障害児相談支援が制度化され、個々の障害の状況に応じたサービスが受けられる仕組みとされたところである。

こうした新体系移行等を踏まえ、地域における発達障害者支援の中核機関であるセンターの役割や機能について見直すことが必要であると考えており、平成24年度障害者総合福祉推進事業において、「発達障害者支援センター等の相談・支援、機関連携及び人材育成等の業務に関する調査」を実施し、センターや地域の支援機関の業務内容を把握・分析した上で、地域の支援機関の実態を踏まえた効果的なセンターの機能の明確化を図ることとしている。

今後、この調査結果を踏まえて、センターと児童発達支援センターとの役割を整理し、平成25年度以降、児童発達支援センターの整備状況（地域

支援機能を必須とするまでの猶予期間（平成 27 年 3 月まで）も考慮しながら、段階的にセンター業務の標準化を図り、地域の中核機関としての機能強化を進めていくこととしているので、御承知おきいただきたい。

## ② 地域の発達障害支援体制の見える化

発達障害児（者）への支援については、医療、保健、福祉、教育、労働等関係する分野が多岐にわたることから、各都道府県等が中心となって「発達障害者支援体制整備検討委員会」等を設置し、支援体制の整備を図っていただいているところである。

しかしながら、支援が必要な方に対して、各自治体の発達障害支援施策の情報が必ずしも目に見える形で伝達されていない場合もあることから、①の「改正児童福祉法の施行等を踏まえた発達障害者支援センターの在り方の見直し」に併せて、センターを含めた様々な関係機関等の役割を明確化するとともに、利用者が成長段階に応じた的確に支援を受けることができるよう、支援体制の状況を定期的に公表（見える化）、支援体制の充実につなげていくことが必要である。

厚生労働省では、平成 24 年度障害者総合福祉推進事業において、早期発見・早期支援に資する観点から、発達障害児者のアセスメントツールの効果的使用とその研修、及び、医療や福祉分野の発達障害支援者の人材育成体制についての調査研修を実施しているところであり、この結果等を踏まえ、望ましい支援体制の在り方や公表の在り方等について検討し、平成 25 年度以降、標準的なフォーマットをお示ししたいと考えているので、御承知おきいただきたい。

また、地域における関係機関等が連携し必要な支援を切れ目なく提供できるよう、平成 17 年度から「発達障害者支援体制整備事業」を実施しているところであるが、今後お示しする支援体制の在り方等を踏まえ、本事業の実施についても必要な改善を進めることとしているので、御承知おきいただきたい。

## （２）「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」について

「世界自閉症啓発デー」（毎年 4 月 2 日）は、世界各国で自閉症を始めとする発達障害への理解を深めることを目的に、平成 19 年 12 月に国連が制定したものであり、毎年世界各国で普及啓発活動が行われている。

厚生労働省においては、毎年、「世界自閉症啓発デー」の 4 月 2 日から 1 週間を発達障害啓発週間と定め、関係団体等と連携して、自閉症を始めとする発達障害について、広く一般国民への普及啓発を実施しているところである。

平成 25 年度においては、本年度に引き続き、普及啓発活動の一環として、4 月 2 日（火）にブルーライトアップ、4 月 6 日（土）に「世界自閉症啓発デー 2013・シンポジウム（仮称）」を開催する予定であるので、御承知

おきいただきたい。

また、民間団体においても、全国各地のシンボルタワー等でライトアップを実施する予定であると聞いており、厚生労働省でも、こうした取組に対し後援を行うこととしている。

各都道府県等においても、地域の実状に応じ、このようなライトアップへの協力のほか、啓発イベントやシンポジウムセミナーの開催等の普及啓発を積極的に実施されたい。

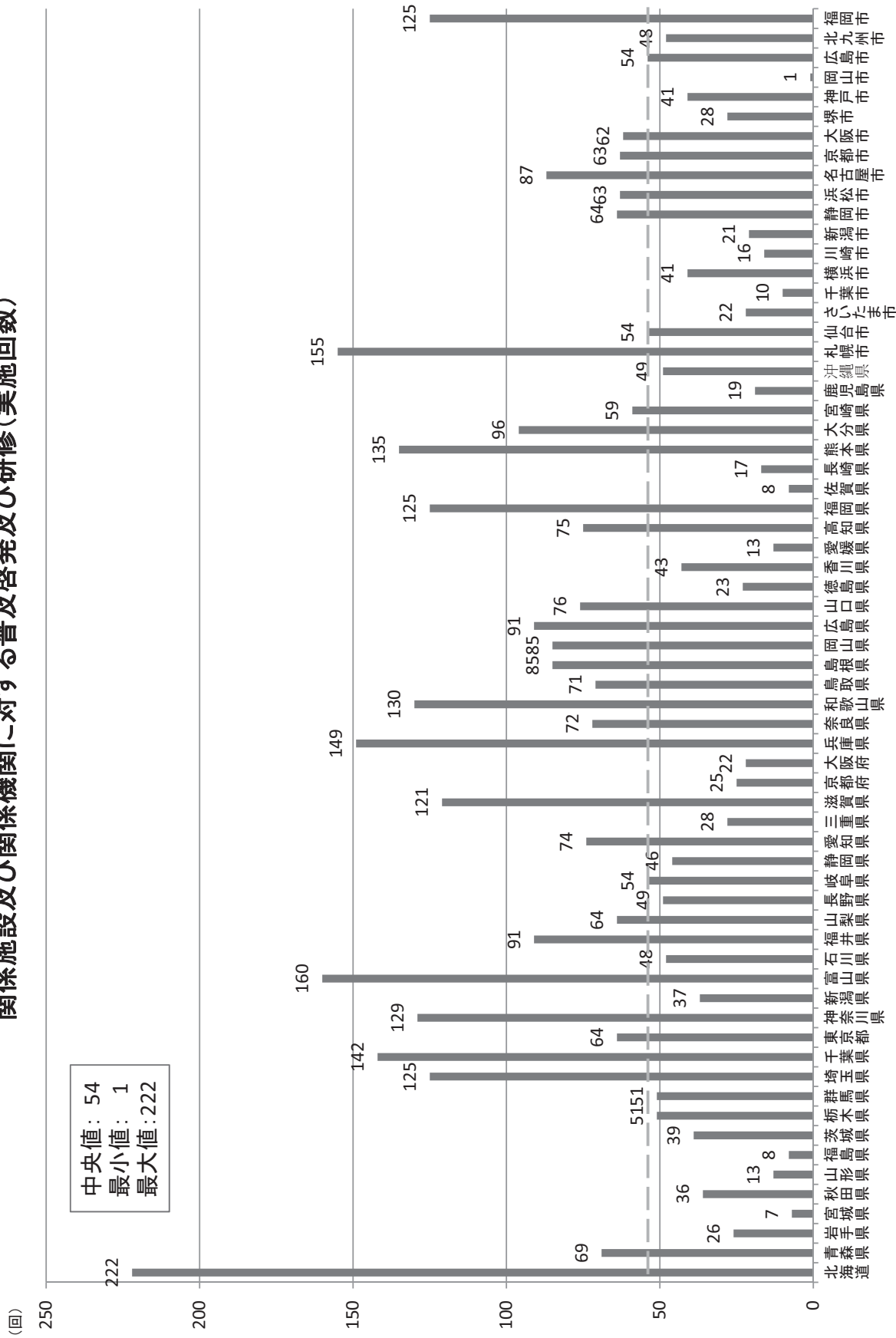
なお、平成 24 年度の世界自閉症啓発デー等の普及啓発活動については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイトに掲載し、広く周知しているので参考とされたい。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取組等に関する情報を提供

# 平成23年度発達障害者支援センターによる間接支援 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修(実施回数)



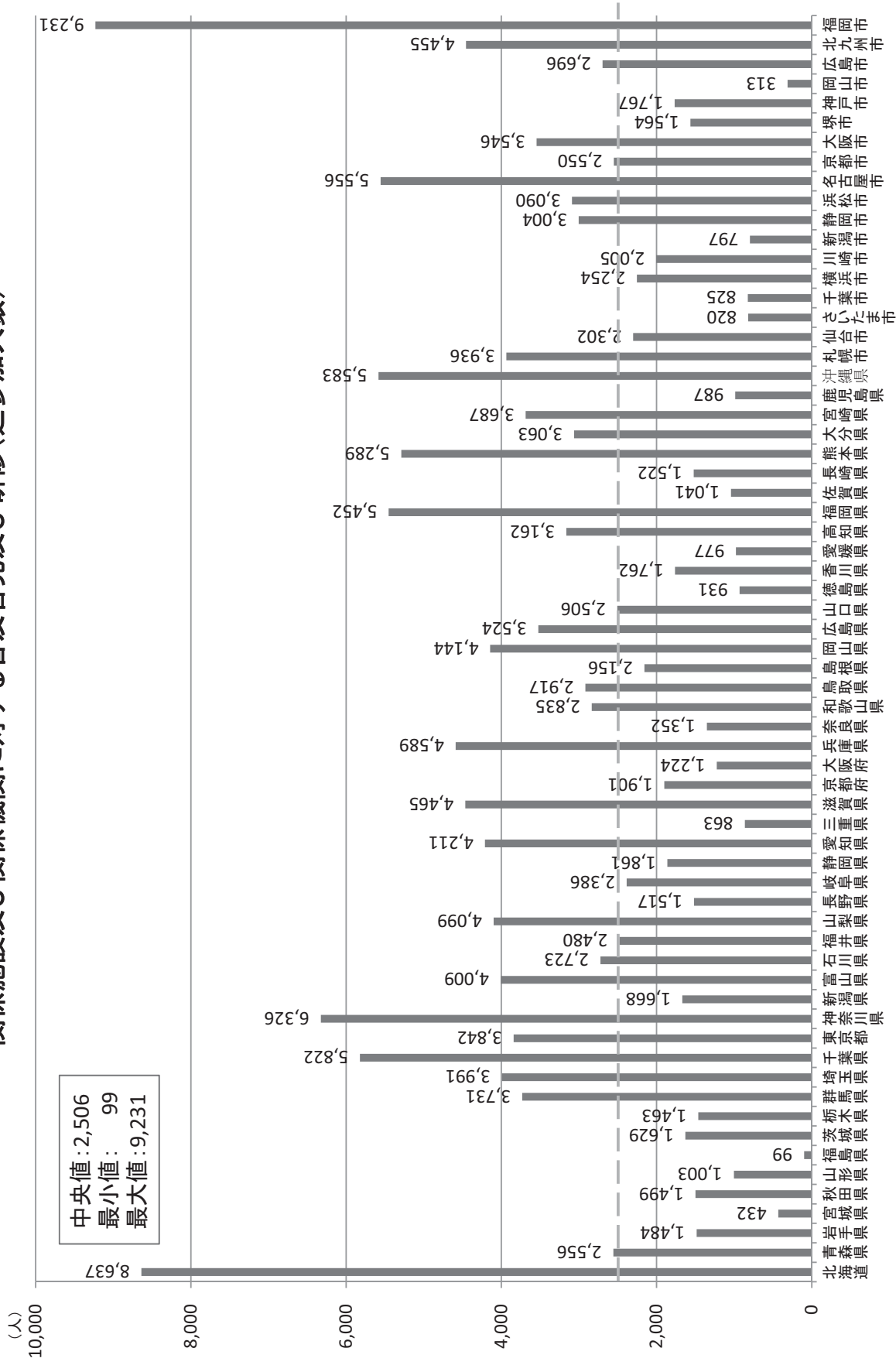
注) グラフ中の点線は中央値を示す。

平成23年度発達障害者支援センター運営事業実施状況報告より作成  
国立障害者リハビリテーションセンター研究所 脳機能系障害研究部 発達障害研究室  
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室

(調査資料)



平成23年度発達障害者支援センターによる間接支援  
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修(延参加人数)

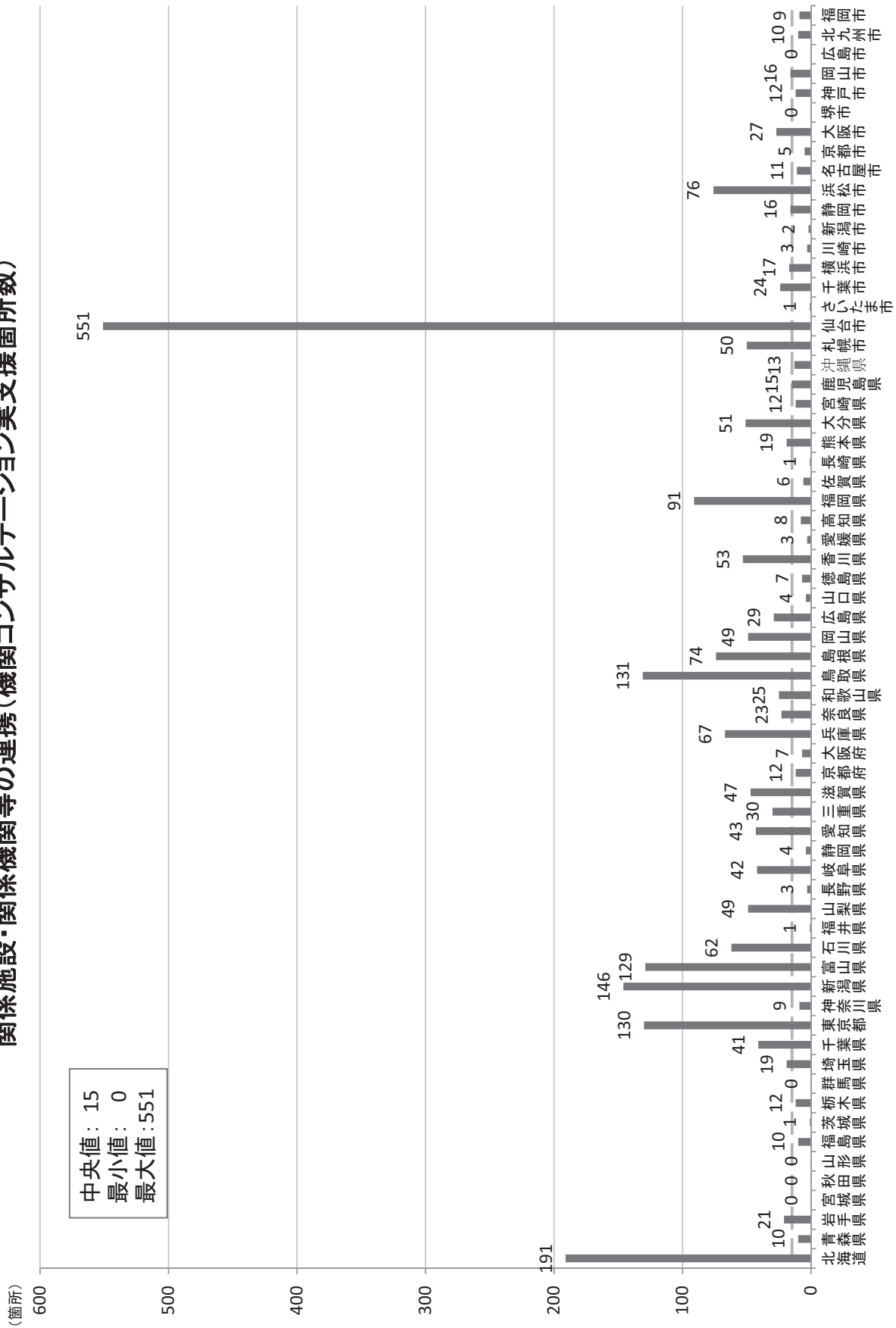


注) グラフ中の点線は中央値を示す。

国立障害者リハビリテーションセンター 脳機能系障害者研究部 発達障害者研究室  
 厚生労働省社会・援護局障害福祉部福祉課地域移行・障害児支援室  
 平成23年度発達障害者支援センター運営事業実施状況報告より作成



## 平成23年度発達障害者支援センターによる間接支援 関係施設・関係機関等の連携(機関コンサルテーション実支援箇所数)



中央値: 15  
 最小値: 0  
 最大値: 551

注) グラフ中の点線は中央値を示す。

平成23年度発達障害者支援センター運営事業実施状況報告より作成  
 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 脳機能系障害研究部 発達障害研究室  
 厚生労働省社会・援護局障害福祉部福祉課地域移行・障害児支援室



## 6 障害児支援の推進について

### (1) 改正児童福祉法の施行状況等について

障害児支援については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）により児童福祉法が改正され、障害児が身近な地域で専門的な支援を受けることができるよう、身体障害・知的障害の障害別に分かれていた障害児施設体系を一元化するなどの見直しが行われたところである（平成 24 年 4 月施行）。

施行に当たっては、関係自治体、施設・事業者等の御協力・御尽力により、全体としては円滑に、新制度への移行が図られたものと考えている。各都道府県等におかれては、引き続き新制度の内容・手続等についての管内市町村及び施設関係者等への周知や、各施設・事業所における新制度に即した事業運営に対する指導・助言等をお願いしたい。

また、(2) ①において詳述する経過措置の期限到来期等への対応など、時宜に応じて必要となる手続等を丁寧に御確認いただき、障害児に対する必要なサービスが滞ることのないよう、御協力・御尽力をお願いする。

次に、本年 8 月に、改正児童福祉法の施行に伴う障害児施設の新体系への 7 月時点での移行状況について、各都道府県等の御協力により調査を実施した。

調査結果の概要については次のとおりであるので、各都道府県等においては、今後の業務の参考とされたい。

### ○ 施設・事業所の新体系への移行状況（関連資料 1（67 頁））

#### ア. 障害児通所支援について

全国の施設・事業所数（H24.7.1 現在）

・児童発達支援センター	358 か所
・児童発達支援事業所	2,609 か所
・医療型児童発達支援センター	116 か所

全国の保育所等訪問支援及び障害児相談支援の指定事業所数

(H24.7.1 現在)

・保育所等訪問支援	218 か所
・障害児相談支援	274 か所

(※) 児童発達支援センターで保育所等訪問支援及び障害児相談支援を実施している割合はそれぞれ 30.4%及び 25.7%、医療型児童発達支援センターではそれぞれ 4.3%及び 11.2%

## イ. 障害児入所支援について

全国の施設数（H24.7.1現在）

- |             |        |
|-------------|--------|
| ・福祉型障害児入所施設 | 263 箇所 |
| ・医療型障害児入所施設 | 237 箇所 |

（※）18歳以上の障害児施設入所者への対応として、今後目指すこととしている施設形態は、次のとおりである。

（本年7月時点の状況であり、今後データの変動があり得る。）

今後の施設形態（H24.7.1現在）

	（福祉型）	（医療型）
①障害児入所施設として継続	148 箇所	49 箇所
②障害者支援施設への転換	6 箇所	0 箇所
③児者併設	44 箇所	142 箇所
④7月時点で未定	65 箇所	46 箇所

今回の調査時点で未定の施設について、今後再調査を行いたいと考えているので、引き続き御協力をお願いする。

## （2）改正児童福祉法の円滑な施行と障害児支援の強化を図るための取組について

### ①経過措置等終了後への対応について

今般の改正法の施行に当たっては、新しい施設体系に円滑に移行できるよう、主に次のような経過措置等を講じている。経過措置が終了するまでの間に、所定の手続・準備等が必要になるので、管内市町村及び施設関係者等に対するきめ細かな指導・助言等を引き続きお願いしたい。

#### ○ 事業者関係

（ア）みなし指定（整備法附則第22条、附則第27条）

##### 【内容】

旧法により施行前に事業者の指定を受けていた施設は、一定期間、改正法による事業者指定を受けたものとみなすこと。

- ・障害児通所支援のみなし指定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間。
- ・障害児入所施設のみなし指定の有効期間は、当該施設が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間。

〈対応〉

有効期間が経過するまでの間に、改正法に基づく事業者の指定を受けることが必要。

(イ) 児童発達支援センターの地域支援機能

【内容】

児童発達支援センターの機能として求められている地域支援機能について、体制整備に必要となる期間を考慮して一定期間猶予すること。

- ・施行3年後（平成27年4月）には地域支援を必須の業務とする。

〈対応〉

地域支援の実施については、今後、通知等でお示しすることとしているところであるが、保育所等訪問支援や障害児相談支援などの個別給付のほか、各地方自治体においては、巡回支援専門員整備事業等の国庫補助事業、障害児等療育支援事業などの地方単独事業の活用等により、地域支援の体制作りに努められたい。

（平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議資料43頁参照）

(ウ) 18歳以上の障害児施設入所者への対応

【内容】

18歳以上の障害児施設入所者が施行後も引き続き支援が受けられるよう、障害児入所施設が新たに障害福祉サービスの指定を受ける際に、一定期間、指定基準の適用を緩和すること。

- ・障害福祉サービスの指定基準の適用が緩和される期間は、障害者自立支援法による事業者指定の有効期間（平成30年3月末までの6年間）。

〈対応〉

継続して改正法による事業者指定を受けるためには、基準の適用が緩和されている期間中に、改正法による人員基準を満たすことが必要。（※設備基準については、次期改築等の施設整備まで従前の例によることが可能。）

（平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議資料64頁、171頁参照）

(エ) 児童発達支援管理責任者の経過措置

【内容】

児童発達支援管理責任者研修の修了者を直ちに確保することが困難な場合があるため、一定期間、経過措置を講じること。

- ・実務経験を有する者については、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了していなくても、施行3年後（平成27年4月）までに研修を修了することを条件として、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。
- ・過去にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなすことができる。

〈対応〉

実務経験を有している者で、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了していない者については、平成 27 年 3 月 31 日までに上記研修を受講することが必要。

なお、過去にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、下記②エを参照されたい。

（オ）旧重症心身障害児施設から療養介護へ移行する場合の経過措置

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日告示第 523 号）第 5 - 1 - ロ）

【内容】

18 歳以上の重症心身障害者が入所する旧重症心身障害児施設においては、支援を継続するため療養介護の指定を受けるが、入所者は障害程度区分の判定を経ずに利用する場合があるため、報酬の算定に当たっては、人員体制のみを基準として経過的療養介護サービス費の報酬を算定すること。

- ・サービス提供職員配置基準が 2 : 1 以上の場合、経過的療養介護サービス費（Ⅰ）を適用。
- ・サービス提供職員配置基準が 3 : 1 に満たない場合は、平成 24 年 12 月 31 日までの間、経過的療養介護サービス費（Ⅱ）を適用。

〈対応〉

経過的療養介護サービス費（Ⅱ）を算定している施設については、次の対応が必要。

- ・平成 25 年 1 月 1 日以降報酬を算定するためには、サービス提供職員について 6 : 1 以上の人員配置が必要。
- ・また、平成 25 年 1 月 1 日以降も同水準以上の報酬（療養介護サービス費（Ⅱ））を得るためには、サービス提供職員の配置を 3 : 1 以上とすることが必要。

## ○ 利用者関係

（ア）みなし給付決定（整備法附則第 23 条、附則第 26 条、附則第 30 条）

【内容】

旧法により給付決定を受けている者は、一定期間、改正法による給付決定を受けたものとみなすこと。

- ・みなし給付決定の有効期間は、現にその者が受けている給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間。

〈対応〉

継続して改正法による支援を受けるためには、みなし給付決定の有効期



間が経過するまでの間に、改正法に基づく給付決定を受けることが必要。  
(イ) 18歳以上の障害児施設入所者の支給決定に必要な手続の省略  
(整備法附則第35条)

#### 【内容】

18歳以上の障害児施設入所者が継続して障害福祉サービスを利用する場合に、本人の申出により、支給決定に必要な手続きを省略して支給決定を行うことができるものとする。

・支給決定の有効期間の間は、障害程度区分の判定を受けなくてよい。  
(対応)

継続して改正法による支援を受けるためには、支給決定の有効期間が経過するまでの間に、所定の手続により改正法に基づく給付決定を受けることが必要。

### ②改正児童福祉法を踏まえた障害児支援の強化について

#### ア. 児童発達支援センターの地域支援機能の強化

児童発達支援センターについては、地域支援を必須業務として実施していただくこととしているところである。厚生労働省においては、その取組を支援するため、平成24年度予算において、「障害児支援体制整備事業」を地域生活支援事業のメニュー事業として追加した。この事業は、児童発達支援センターに相談支援等を行う専門職を配置するとともに、障害児通所支援を利用していない障害児及びその家族が気軽に利用できる場を確保し、親同士の交流等を図ることを目的としている。

さらに、平成25年度概算要求においては、児童発達支援センターの一層の機能強化を図るため、都道府県等の広域的かつ効果的な指導の下、個々のセンターの有する特徴に応じて、多障害対応や早期かつ専門的な支援を図るための機能強化を計画的に進める事業、地域の障害児や障害が疑われる児童をサービスに繋げるための事業など、多様な地域支援を推進する事業を要求しているところである。

各都道府県等においては、管内市町村及び施設関係者等に対して、こうした事業の積極的な活用を促すなどの対応をお願いしたい。

#### イ. 教育と福祉の一層の連携の推進

障害児への支援は、成長に応じて様々な関係分野が連携して乳幼児期から成人期まで一貫した支援を継続していくことが必要であり、特に児童期において大きなウェイトを占める教育分野との連携が非常に重要である。

改正児童福祉法の施行により、障害児相談支援や障害児施設の一元化など障害児支援の強化を図ったところであるが、制度改正を踏まえた教育との連携の在り方について、本年4月に文部科学省との連名による事務連絡「児童福祉法等の改正による教育と福祉の一層の推進について」(平成24年4月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科

学省初等中等教育局特別支援教育課、関連資料 2（69 頁））を発出した。

各都道府県等においては、この事務連絡の内容を御了知いただき、障害児相談支援事業所や障害児通所支援又は居宅サービスを提供する事業所等と学校が緊密に連携して障害児支援に取り組むことができるよう、管内市町村や教育委員会担当課等との連絡調整や情報共有等に引き続き御配意願いたい。

#### ウ．障害児施設における新体系定着の支援

新体系移行後の事業所が事業を円滑に実施するため、経営改善計画を策定し実施している事業所に対し、平成 24 年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の新体系定着支援事業により支援を行っている。対象となっている施設の状況を見ると、障害児施設において、この事業の対象となる施設の割合が相対的に高いことから、本年 8 月に「障害児施設における『新体系定着支援事業』の実施に係る留意点について」（平成 24 年 8 月 10 日付け事務連絡、関連資料 3（73 頁））を発出し、障害児施設の経営改善への取組に対し指導等を行う際の留意点をお示ししたところである。また、この事務連絡においては、今般の児童福祉法改正を踏まえ、「障害児施設における地域支援機能の充実を図るための着眼点」についても別紙参考として添付し、経営改善の取組として新しく創設されたサービスを活用することなどをお示ししている。

各都道府県等においては、事務連絡の内容を御了知いただき、事業の対象となっている施設ができる限り早期にこの事業に依存しなくても運営が可能となるよう、引き続き適切な支援・指導等をお願いしたい。とりわけ、障害児施設の中でも旧難聴幼児通園施設などの通園施設において、事業の対象となっている施設の割合が高いことから、事務連絡別紙の地域支援機能の充実に向けた取組の観点からの指導・助言等を行うとともに、上記アの児童発達支援センターの機能強化を図るための国庫補助事業の実施等、財政的な支援を含めた対応を検討されたい。

#### エ サービス管理責任者研修（児童分野）を修了した者に対する追加研修の取扱いについて

平成 23 年度以前にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了した者が児童発達支援管理責任者の業務に従事する場合については、児童発達支援管理責任者研修の受講を要しないこととされている（「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 18 年 8 月 30 日付け障発第 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））が、これらの者については、改正後の児童福祉法の法律・制度等の知識を習得することが望ましいことから、あわせて、本年 9 月に「既にサービス管理責任者研修を修了した者が児童発達支援管理責任者研修を受講する場合等の取扱いについて」（平成 24 年 9 月 26 日付け事務連絡、関連資料 4（77 頁））を発

出したところであるので、その内容について御留意いただくとともに、対象となる者ができる限り基礎講座を受講できるよう、都道府県におかれては特段の御配慮をお願いしたい。

オ 主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を療養通所介護事業所において実施する場合について

医療的ニーズの高い在宅重症心身障害児・者の地域での受入促進を図る観点から、平成24年4月に「児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱いについて」（平成24年4月3日付け事務連絡、関連資料5（81頁））を発出し、介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施する場合の取扱いについてお示ししている。各都道府県等においては、その内容について御留意いただくとともに、管内市町村・施設・事業所等に対し周知を図り、積極的な実施を促すなどの取組をお願いする。



## 障害児入所施設の状況

	都道府県・指定都市・相設置市	H22.10.1 施設数① ※	福祉型障害児入所施設				H22.10.1 施設数② ※	医療型障害児入所施設					
			H24.7.2 施設数 (A)	Aのうち障害 児入所施設 として継続	Aのうち障害 者支援施設 への転換	Aのうち児者 施設		Aのうち移行 の方向性が 未定の施設 数	H24.7.2 施設数 (A)	Aのうち障害 児入所施設 として継続	Aのうち障害 者支援施設 への転換	Aのうち児者 施設	Aのうち移行 の方向性が 未定の施設 数
1	北海道	12	13	7	2	1	3	6	7	1	0	4	2
2	青森県	7	7	3	0	2	2	6	6	1	0	5	0
3	岩手県	5	5	4	0	1	0	2	5	0	0	5	0
4	宮城県	3	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0
5	秋田県	5	6	2	1	2	1	0	2	1	0	1	0
6	山形県	3	3	3	0	0	0	1	1	1	0	0	0
7	福島県	8	9	8	0	1	0	1	5	1	0	2	2
8	茨城県	8	9	0	0	0	9	4	5	0	0	0	5
9	栃木県	4	4	0	0	0	4	3	5	1	0	0	4
10	群馬県	4	4	3	1	0	0	5	6	0	0	6	0
11	埼玉県	5	6	3	1	0	2	6	7	0	0	7	0
12	千葉県	9	8	7	0	0	1	3	1	0	0	1	0
13	東京都	9	9	7	0	2	0	10	13	2	0	10	1
14	神奈川県	6	5	5	0	0	0	3	3	0	0	3	0
15	新潟県	9	8	5	0	1	2	2	3	0	0	3	0
16	富山県	2	2	2	0	0	0	4	4	1	0	3	0
17	石川県	2	2	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0
18	福井県	2	1	1	0	0	0	1	3	1	0	0	2
19	山梨県	0	1	0	0	1	0	2	2	0	0	2	0
20	長野県	2	1	1	0	0	0	4	7	0	0	6	1
21	岐阜県	2	2	2	0	0	0	1	2	1	0	1	0
22	静岡県	7	7	0	0	0	7	1	2	0	0	0	2
23	愛知県	6	6	6	0	0	0	4	3	3	0	0	0
24	三重県	3	4	4	0	0	0	4	3	3	0	0	0
25	滋賀県	2	2	2	0	0	0	1	2	0	0	2	0
26	京都府	2	1	0	0	1	0	2	3	1	0	2	0
27	大阪府	2	7	6	0	0	1	0	5	1	0	3	1
28	兵庫県	7	7	0	0	0	7	4	6	0	0	0	6
29	奈良県	6	5	5	0	0	0	1	5	1	0	4	0
30	和歌山県	4	2	2	0	0	0	5	5	1	0	4	0
31	鳥取県	2	2	1	0	0	1	2	2	1	0	1	0
32	島根県	4	5	1	0	0	4	4	4	0	0	0	4
33	岡山県	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
34	広島県	4	5	3	0	1	1	6	9	0	0	8	1
35	山口県	4	3	1	1	1	0	2	3	0	0	3	0
36	徳島県	4	4	0	0	0	4	2	3	1	0	2	0
37	香川県	2	2	2	0	0	0	1	2	1	0	1	0
38	愛媛県	5	5	0	0	5	0	3	3	0	0	3	0
39	高知県	3	3	2	0	1	0	2	3	0	0	0	3
40	福岡県	7	7	4	0	3	0	7	6	1	0	5	0
41	佐賀県	2	2	0	0	0	2	7	4	0	0	0	4
42	長崎県	3	3	2	0	1	0	4	6	1	0	5	0
43	熊本県	5	5	2	0	2	1	4	5	1	0	4	0
44	大分県	6	6	2	0	1	3	5	6	0	0	1	5
45	宮崎県	4	5	2	0	3	0	1	3	1	0	2	0
46	鹿児島県	8	8	2	0	4	2	2	3	1	0	2	0
47	沖縄県	4	4	2	0	2	0	8	8	3	0	5	0
48	札幌市	2	2	2	0	0	0	3	4	2	0	2	0
49	仙台市	0	1	0	0	1	0	1	3	1	0	2	0
50	さいたま市	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2	0
52	横浜市	5	6	6	0	0	0	2	4	2	0	2	0
53	川崎市	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1
54	相模原市	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0
55	新潟市	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0
56	静岡市	1	1	1	0	0	0	2	3	1	0	2	0
57	浜松市	2	2	1	0	0	1	1	2	1	0	1	0
58	名古屋市	2	2	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0
59	京都市	2	3	1	0	2	0	2	2	1	0	1	0
60	大阪市	4	6	6	0	0	0	2	4	4	0	0	0
61	堺市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
62	神戸市	3	4	0	0	0	4	0	1	0	0	1	0
63	岡山市	3	3	1	0	2	0	3	3	0	0	3	0
64	広島市	4	4	2	0	2	0	1	1	0	0	0	1
65	北九州市	2	2	2	0	0	0	3	2	2	0	0	0
66	福岡市	0	3	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0
67	熊本市	4	3	2	0	1	0	1	1	0	0	1	0
68	横須賀市	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
69	金沢市	1	1	1	0	0	0	3	4	1	0	3	0
	全国計	251	263	148	6	44	65	174	237	49	0	142	46

※ 社会福祉施設等調査による施設数。(調査期日:平成22年10月1日現在)

※ 施設数は調査対象施設・事業所数から未回収等の施設を除いた数である。

※ ①については、旧知的障害児施設、旧第2種自閉症児施設、旧盲児施設、旧ろうあ児施設、旧肢体不自由児療護施設の合計数。

②については、旧第1種自閉症児施設と旧肢体不自由児施設と旧重症心身障害児施設の合計数。

障害児通所支援 施設・事業所の状況

	都道府県・指定都市・児相設置市	H22.10.1 施設数① ※	福祉型児童発達支援センター				H22.10.1 事業所数② ※	児童発達支援事業所			H22.10.1 施設数③ ※	医療型児童発達支援センター		
			H24.7.2 施設数 (A)	Aのうち、保育 所等訪問支 援	Aのうち、障害 児相談支援			H24.7.2 施設数 (A)	Aのうち、保育 所等訪問支 援	Aのうち、障害 児相談支援		H24.7.2 施設数 (A)	Aのうち、保育 所等訪問支 援	Aのうち、障害 児相談支援
1	北海道	6	8	2	0	108	142	9	5	3	3	0	0	
2	青森県	3	3	0	1	28	48	0	0	0	2	0	1	
3	岩手県	2	2	0	0	24	45	0	0	0	1	0	0	
4	宮城県	4	3	1	0	16	30	3	0	0	0	0	0	
5	秋田県	1	2	2	2	13	8	2	1	0	1	0	1	
6	山形県	4	4	1	1	23	24	0	6	0	1	0	0	
7	福島県	1	2	0	1	35	36	4	4	1	2	0	0	
8	茨城県	2	2	1	0	38	77	0	3	0	0	0	0	
9	栃木県	2	2	0	0	22	27	1	1	2	2	0	0	
10	群馬県	3	6	3	5	25	16	0	2	0	0	0	0	
11	埼玉県	10	13	1	0	23	47	0	0	2	2	0	0	
12	千葉県	13	17	4	6	82	117	9	16	7	7	0	0	
13	東京都	12	17	0	0	59	123	0	9	4	6	0	0	
14	神奈川県	8	9	5	3	39	53	4	5	0	0	0	0	
15	新潟県	2	3	0	1	8	13	2	1	0	0	0	0	
16	富山県	5	5	2	2	48	53	0	5	2	2	0	0	
17	石川県	1	2	1	1	12	20	0	3	0	0	0	0	
18	福井県	1	1	0	0	5	16	1	2	0	1	0	0	
19	山梨県	2	3	1	0	9	13	0	0	1	1	0	0	
20	長野県	4	5	3	4	24	50	6	12	0	2	0	1	
21	岐阜県	3	5	4	4	35	46	0	7	2	3	1	1	
22	静岡県	6	11	7	4	8	24	2	0	0	0	0	0	
23	愛知県	14	17	2	2	70	144	1	24	4	5	0	0	
24	三重県	1	2	1	1	27	21	1	1	0	0	0	0	
25	滋賀県	2	3	1	0	19	21	2	0	1	1	0	0	
26	京都府	0	2	1	1	17	31	2	4	0	1	0	0	
27	大阪府	2	18	5	3	28	98	3	2	4	14	1	1	
28	兵庫県	10	12	2	0	25	64	3	1	8	7	0	0	
29	奈良県	3	6	0	2	16	56	0	7	1	1	0	0	
30	和歌山県	3	9	2	3	39	52	2	3	1	1	0	0	
31	鳥取県	2	3	1	0	13	13	1	0	2	3	0	0	
32	島根県	0	6	3	2	7	9	5	2	0	0	0	0	
33	岡山県	4	4	2	0	26	46	0	0	1	1	0	0	
34	広島県	6	9	7	7	23	47	2	3	1	2	1	1	
35	山口県	5	5	3	0	18	25	1	0	0	1	0	0	
36	徳島県	4	4	1	4	19	30	0	3	0	0	0	0	
37	香川県	0	2	0	0	12	22	0	0	0	1	0	0	
38	愛媛県	4	4	0	0	18	33	0	0	0	0	0	0	
39	高知県	2	3	2	2	6	10	3	2	1	1	0	0	
40	福岡県	6	10	4	1	18	37	6	6	1	0	0	0	
41	佐賀県	2	4	4	4	11	17	1	2	0	0	0	0	
42	長崎県	2	5	2	2	35	31	5	3	0	0	0	0	
43	熊本県	1	2	1	0	22	32	4	3	1	1	0	0	
44	大分県	1	6	5	4	15	18	3	4	0	1	1	1	
45	宮崎県	4	4	1	2	10	22	2	3	2	1	0	0	
46	鹿児島県	2	3	2	0	37	63	1	0	0	0	0	0	
47	沖縄県	0	0	0	0	55	117	0	4	0	2	0	0	
48	札幌市	3	4	2	0	61	148	9	0	2	3	0	0	
49	仙台市	2	2	0	0	20	11	0	0	0	0	0	0	
50	さいたま市	4	3	0	0	8	20	0	0	2	2	0	0	
51	千葉市	2	2	0	0	8	12	0	1	2	3	0	1	
52	横浜市	8	9	0	0	10	23	0	0	7	8	0	0	
53	川崎市	4	4	0	4	3	8	0	5	2	4	0	4	
54	相模原市	1	1	0	0	10	21	0	2	1	1	0	0	
55	新潟市	1	1	0	0	1	5	0	0	0	1	0	0	
56	静岡市	1	1	0	0	3	12	0	0	0	0	0	0	
57	浜松市	1	3	2	1	3	5	0	2	0	0	0	0	
58	名古屋市	6	8	0	0	41	99	0	0	1	2	0	0	
59	京都市	7	8	1	0	4	9	3	0	1	1	0	0	
60	大阪市	6	8	8	5	22	33	0	0	3	2	1	1	
61	堺市	3	3	0	0	4	21	0	0	2	2	0	0	
62	神戸市	5	5	0	0	7	21	0	0	2	2	0	0	
63	岡山市	2	3	0	0	11	17	0	0	0	0	0	0	
64	広島市	4	4	0	0	4	27	1	0	2	2	0	0	
65	北九州市	7	7	0	2	0	9	0	0	1	0	0	0	
66	福岡市	7	8	3	3	0	1	0	0	2	2	0	0	
67	熊本市	2	3	1	0	6	10	0	0	0	0	0	0	
68	横須賀市	1	1	0	0	2	3	0	0	1	1	0	0	
69	金沢市	1	2	2	2	3	7	0	0	0	0	0	0	
	全国計	253	358	109	92	1501	2609	104	169	83	116	5	13	

※ 社会福祉施設等調査による施設・事業所数。(調査期日:平成22年10月1日現在)

※ 施設・事業所数は調査対象施設・事業所数から未回収等の施設・事業所を除いた数である。

※ ①については、旧知的障害児通園施設と旧難聴幼児通園施設の合計数。②については、旧児童デイサービス事業所の総数。③については、旧旧体不自由児通園施設の総数。

事務連絡  
平成24年4月18日

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市 } 障害児福祉主管課 御中

各 { 都道府県教育委員会担当課  
指定都市教育委員会担当課  
都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた地方公共団体の  
学校設置会社主管課 } 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

### 児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について

平成22年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)により、児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正(以下「改正法」という。)され、本年4月から相談支援の充実及び障害児支援の強化が図られたところです。

相談支援の充実及び障害児支援の強化の具体的な内容及び教育と福祉の連携に係る留意事項等については下記のとおりですが、これらの改正された内容が機能し、障害児支援が適切に行われるためには、学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別の教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましいと考えます。

つきましては、都道府県障害児福祉主管課においては管内市町村に対し、都道府県教

育委員会及び指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、また、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課、附属学校を置く国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課においては所轄の学校に対し周知をお願いします。また、各都道府県及び市町村の福祉部局においては、教育部局に対し新制度について説明・情報提供するなど、福祉行政と教育行政の相互連携に配慮いただけるようお願いいたします。

## 記

### 1 相談支援の充実について

改正法により、本年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害者自立支援法に基づく居宅サービス等の障害福祉サービスを利用するすべての障害児に対し、原則として、「障害児支援利用計画等」を作成することになりました。障害児支援利用計画等の作成に当たっては、様々な生活場面に沿って一貫した支援を提供すること、障害児とその家族の地域生活を支える観点から、福祉サービスだけでなく、教育や医療等の関連分野に跨る個々のニーズを反映させることが重要です。特に学齢期においては、障害児支援利用計画等と個別の教育支援計画等の内容との連動が必要であり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いします。

### 2 障害児支援の強化について

#### (1) 児童福祉法における障害児に関する定義規定の見直し

本年4月から児童福祉法第4条第2項に規定する障害児の定義規定が見直され、従前の「身体に障害のある児童及び知的障害のある児童」に加え、「精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）」を追加することとなり、発達障害児についても障害児支援の対象として児童福祉法に位置づけられました。

#### (2) 障害児施設の一元化

障害児施設の施設体系は、従前は知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別で分かれていましたが、本年4月から、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、障害児施設体系については、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化することとなりました。

#### (3) 放課後等デイサービスの創設

改正法により、学齢期における障害児の放課後等対策の強化を図るため、障害



児通所支援の一つとして、本年4月から「放課後等デイサービス」が創設されました。放課後等デイサービスの対象は、児童福祉法上、「学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」とされ、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行うこととなりました。

放課後等デイサービスの利用は、学校教育との時間的な連続性があることから、特別支援学校等における教育課程と放課後等デイサービス事業所における支援内容との一貫性を確保するとともにそれぞれの役割分担が重要です。個々の障害児のニーズを踏まえた放課後等の過ごし方について、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所、保護者等との間で十分に協議するなど必要な連携を図るようお願いいたします。

また、従前の障害者自立支援法に基づく児童デイサービスにおいては、特別支援学校等と児童デイサービス事業所間の送迎は加算（※1）の対象ではありませんでした。放課後等デイサービスの創設に伴い、本年4月から、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所間の送迎を新たに加算の対象とすることとなりましたので、学校と事業所間の送迎が円滑に行われるようご配慮願います。

<加算対象の要件>

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画に記載されている場合（※2）に加算の対象となります。

- ① スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合
- ② スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の障害児の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適切でない場合
- ③ 学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎が通学から外れるなど特別支援教育就学奨励費の対象とならない場合
- ④ その他市町村が必要と認める場合（※3）

（※1） 送迎加算は、児童デイサービス事業所が障害児を送迎車等により事業所へ送迎した場合に、事業所が市町村に対して児童デイサービス費の中で加算として請求できることになっています。これまでは、自宅と事業所間の送迎のみ加算の対象としていました。

（※2） 障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校と事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとします。

（※3） ④は、例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業者との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合等が考えられます。

#### (4) 保育所等訪問支援の創設

改正法により、保育所等における集団生活への適応支援を図るため、障害児通所支援の一つとして、本年4月から「保育所等訪問支援」が創設されました。このサービスは、訪問支援員（障害児の支援に相当の知識・技術及び経験のある児童指導員・保育士、機能訓練担当職員等）が保育所等を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。訪問先として、保育所や幼稚園などの就学前の子どもが通う施設の他、就学後であっても就学前の支援方法を引き継ぐなど円滑な移行を図る必要がある等の場合には小学校等への訪問も想定しています。支援内容は、授業の補助や介助業務ではなく、①障害児本人に対する支援（集団適応のための必要な訓練等）、②訪問先施設の職員に対する支援（支援方法等に関する情報共有や指導等）の専門的な支援を行うこととなります。

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いします。

#### (5) 個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等における計画的な支援と質の向上を図るため、障害児通所支援事業所等に児童発達支援管理責任者を配置することが義務付けられました。これにより障害児通所支援事業所等を利用するすべての障害児に対し、利用者及びその家族のニーズ等を反映させた障害児入所支援及び障害児通所支援に係る個別支援計画を作成し、効果的かつ適切に障害児支援を行うとともに、支援に関する客観的評価を行うこととなります。

学齢期の障害児が障害児通所支援事業所等を並行して利用する場合も想定されることから、障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いします。

本法律の概要や施行のための関係情報については、以下のURLに掲載されております。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/jiritsukaisei hou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/jiritsukaisei hou/index.html)

本件連絡先

**【福祉関係】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係  
(電話) 03-3595-2608  
(FAX) 03-3591-8914

**【教育関係】**

文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課振興係  
(電話) 03-6734-3192  
(FAX) 03-6734-3737

平成24年8月10日  
事務連絡

都道府県  
各指定都市 障害児支援関係主管課 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

### 障害児施設における「新体系定着支援事業」の実施に係る留意点について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成24年度障害者自立支援対策臨時特例交付金のうち特別対策事業の新体系定着支援事業については、平成24年3月30日事務連絡の別添事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）に基づき、適正な事業実施にご配慮いただいていることと存じますが、同要領に定める経営の改善に関する計画（以下「経営改善計画」という。）に関し、支援・助言等を行う際の留意点を下記のとおり取りまとめましたので、併せて参考にさせていただき、一層の適正実施に努めていただきますようお願いいたします。

また、障害児施設の場合は、本事業の対象となる施設割合が相対的に高いことが見込まれますが、今般の児童福祉法の一部改正を踏まえ、障害児施設における地域支援機能の充実を図るための着眼点について別紙参考として添付しましたので、併せてご確認くださいようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、管内市町村、関係機関等に対し、周知いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1. 経営改善計画策定に当たっての配慮

事務処理要領においては、新体系定着支援事業の助成を希望する施設・事業所を設置する法人は、施設・事業所の指定や児童福祉施設の認可の権限を持つ都道府県に経営改善計画を提出し、都道府県は、施設・事業所の所在市町村と連携をとりつつ、経営改善に関し、必要に応じて支援・助言等を行うこととされている。

本事業は新制度導入に伴う激変緩和を目的としており、平成24年度限りの事業であることから、施設・事業所が、できる限り早期にこうした事業に依存することなく運営が可能となるよう、都道府県等において、次の点についてご配慮いただくなど、必要な支援・助言等を計画的かつ効果的に行っていただきたい。

- ① 施設・事業所に対して、経営改善計画の参考資料として、直近数年間（例えば、

平成18年度以降)の利用者数の変化、地域分布等の地域の基礎データについて適宜情報提供を行うこと。

- ② 施設・事業所と、経営改善に向けたヒアリングや意見交換等を定期的に行うとともに、適宜必要なときに助言等が行えるよう相談体制を整備すること。
- ③ コンサルタント等による経営改善に関する説明会・研修会の開催、コンサルタント等の派遣等による支援を必要に応じて行うこと。

## 2. 経営改善計画の内容審査及び四半期ごとの報告

都道府県において、経営改善計画の審査及び四半期ごとの報告の受理に当たっては、次の点に特に留意の上、必要な支援・助言等を行うこと。

- ① 地域におけるサービス利用状況を踏まえ、サービス利用見込が適正に見積もられているか。また、サービス利用見込に対して適切な事業量を算出し事業計画が策定されているか。とりわけ、定員設定が適切なものとなっているか。
- ② 改善点が明確になっているか。また、改善に向けた具体的方策及び工程表は、当該施設の課題を踏まえた適切なものとなっているか。
- ③ 障害児施設にあっては、別紙の地域支援機能の充実の観点から検討が行われているか。

(別紙)

## 障害児施設における地域支援機能の充実を図るための着眼点

今般の改正児童福祉法の施行により、身近な地域で専門的な支援が受けられるようになるため、障害児施設について、これまでの各障害別の施設体系を見直し、入所と通所の別により、障害児入所支援、障害児通所支援として、施設体系を大きく一元化したところである。また、就学児を対象とした放課後等デイサービスや、保育所等訪問支援などの新しいサービスの創設により、障害児施設における地域支援機能の充実が期待されている。

### ① 一元化への対応について

改正児童福祉法が施行され、全ての施設において、特定の障害に限定しない対応が可能となるよう求められており、個々の障害の状況を評価して報酬が支払われることとなった。このため、障害児の利用ニーズを見込む場合には、こうした背景を踏まえ、従前から当該施設が対象としていた障害以外の障害児等の利用見込や受入体制の整備が経営改善計画で考慮されている必要があること。

### ② 改正児童福祉法の新サービスの活用について

#### ア. 就学児を対象としたサービスの実施について

放課後等デイサービスの創設により、障害児入所支援、障害児通所支援においても放課後等デイサービスの指定を受けて、学校、特別支援学校の就学児等に対する放課後や、土日、夏期休暇等の休日における通所サービスの提供が可能となり、利用実績に応じて報酬が支払われることとなった。

夏期休暇等の長期休暇期間中の障害児の居場所づくりについては、多くの市町村で課題となっているものと思料されることから、経営改善計画において、こうしたサービスの実施について検討されている必要があること。

#### イ. 並行通園の児童に対する保育所等訪問支援の実施について

保育所等訪問支援の創設により、障害児通所支援と保育所や幼稚園などに並行通園をしている場合に、保育所等に通所する時間帯においても、障害児支援利用計画に基づき、必要に応じて保育所等を訪問して支援が可能となり、訪問回数に応じて報酬が支払われることとなった。

こうした並行通園の児童に対しては、これまでは、保育所等から個別に相談を受けて独自に相談援助等を行ってきた施設もあると聞いていることから、経営改善計画において、こうした対象児童に対する保育所等訪問支援の実施について検討されている必要があること。

③ 地域生活支援事業の障害児支援体制整備事業の実施について

平成24年度予算において、地域生活支援事業のメニュー事業として、地域における支援機能の充実を図るため、身近な地域で支援を行う児童発達支援センターに専門職を配置するとともに、障害児通所支援を利用していない障害児及びその家族が気軽に利用できる場を確保し、親同士の交流等を図ることを目的とした「障害児支援体制整備事業」を追加したところである。

都道府県等においては、児童発達支援センターによる地域支援のひとつの方法として、関係市町村に対し、本事業の周知を図るとともに、市町村が本事業に取り組むに当たって、関係市町村間の調整等が必要な場合に支援を行うなどの配慮を願いたいこと。

事務連絡  
平成24年9月26日

各 都道府県障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課  
地域移行・障害児支援室

既にサービス管理責任者研修を修了した者が児童発達支援管理責任者研修を受講する場合等の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援管理責任者研修については、平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」に基づき実施されているところですが、サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた者が、新たに他の分野等を受講する場合については、別紙1の「1 サービス管理責任者の役割に関する講義（6時間）」及び別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」を改めて受講することを要さないこととされているところです。

しかし、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（いわゆる「つなぎ法」）」の成立に伴い、改正「児童福祉法」等が施行され、障害児支援については、通所及び入所の支援体系の一元化や障害児通所支援の実施主体の市町村への移行など、制度が大きく改正されたところです。

このため、平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野以外を修了し修了証書の交付を受けた者が、新たに児童発達支援管理責任者研修を受講する場合（以下「児童発達支援管理責任者研修を受講する者」という。）、及び平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野を修了し修了証書の交付を受けた者（児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなされている者）が、児童発達支援管理責任者の業務に従事する場合（以下「みなし児童発達支援管理責任者」という。）については、平成23年度以前のサービス管理責任者研修には含まれていなかった改正後の児童福祉法の法律・制度等の知識を習得することが望ましいことから、下記について特段のご配慮等をお願いいたします。

## 記

1. 児童発達支援管理責任者研修を受講する者に、別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の受

講を促すこと。

2. みなし児童発達支援管理責任者に改正後の児童福祉法の法律・制度等の知識を習得する機会として、別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の受講案内を行い、できるだけ早い時期に受講するよう促すこと。
3. 児童発達支援管理責任者研修を受講する者及びみなし児童発達支援管理責任者が希望する場合には受講できるよう、研修体制を整えること。
4. なお、児童発達支援管理責任者研修を受講する者及びみなし児童発達支援管理責任者に対する別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の研修についても、地域生活支援事業の補助対象となることを申し添えます。
5. また、みなし児童発達支援管理責任者が別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の研修を修了した際に、修了証書を発行する場合には、別紙様式例を参考にしてください。



第 号

修 了 証 書

氏 名  
生年月日

あなたは、厚生労働省の定める児童発達支援管理責任者研修に係る追加研修（児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間））を修了したことを証します。

平成 年 月 日

〇〇〇知事  
〇〇〇



事務連絡  
平成24年4月3日

各 { 都道府県 }  
      { 指定都市 } 障害福祉主管課 御中  
      { 中核市 } 介護保険主管課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局老人保健課

児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を  
介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱いについて

在宅で暮らす重症心身障害児・者が、身近な地域で日中安心・安全に過ごす場を確保することは喫緊の課題です。

このため、これまで補助事業として実施されてきた「重症心身障害児(者)通園事業」について、平成22年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)により、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正(以下「改正法」という。)し、本年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援(児童発達支援又は放課後等デイサービス)又は障害者自立支援法に基づく生活介護(以下「主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等」という。)として法定事業となりましたが、さらに、医療的ニーズの高い重症心身障害児・者の受入の促進を図る観点から、今般、介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施する場合の取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、ご留意の上遺漏のないようお願いするとともに、障害福祉主管課及び介護保険主管課が連携を密にして医療的ニーズの高い在宅重症心身障害児・者のサービス基盤の整備に努めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県においては、貴管内市町村に周知を図るようご配慮願います。

## 記

### 1 主旨

療養通所介護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施する場合の取扱いを示し、医療的ニーズの高い重症心身障害児・者の地域での受入を促進し、QOLの向上及び介護者等のレスパイトを推進する。

## 2 指定基準（別添参照）

### （1）利用定員

療養通所介護事業所が定める利用定員内で、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の定員（5人以上）を定めることができる。ただし、療養通所介護事業所の職員配置とは別に主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等に必要な職員を確保する場合は、その限りではない。

なお、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の利用人数が定員を満たさない場合は、療養通所介護事業所の定員を上限として要介護者を受け入れることができる。

以下、療養通所介護事業所の利用定員内で実施する場合についての取扱いについてお示しする。

### （2）人員に関する基準

療養通所介護事業の基準を満たす従業者のうち（療養通所介護事業と主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の利用者の合計数に対して1.5：1の配置が必要）、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の基準の要件を満たす従業者を確保していることが必要である。

また、従業者とは別に管理者及び児童発達支援管理責任者を確保していることが必要である。管理者が児童発達支援管理責任者を兼務することは差し支えないが、児童福祉法に基づく児童発達支援センターの認可を受け実施する場合は、児童発達支援管理責任者専任加算は算定できない。一方、児童発達支援センターでない事業所の場合は、兼務であっても専任加算は算定できる。

### （3）設備に関する基準

主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等に係る設備については、利用者の支援に支障がなければ、療養通所介護事業の設備と兼用することが可能である。

## 3 報酬

児童福祉法に基づく報酬の算定にあたっては、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の定員区分で算定すること。

## 4 具体的な例

定員9名の療養通所介護事業所において、定員5名の主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援を行う場合、療養通所介護に必要な職員6名のうち、看護師、児童指導員又は保育士及び機能訓練担当職員（理学療法士又は作業療法士でなくても可。）がそれぞれ1名以上配置していれば、児童福祉法の指定は可能である。

また、併せて生活介護の事業を一体的に行う場合は、看護職員（保健師又は看護

師若しくは准看護師をいう。)、生活支援員及び理学療法士又は作業療法士(機能訓練を行う場合に限る。)をそれぞれ1名以上配置することが必要であるが、児童発達支援に係る従業者と兼務であっても差し支えない。

上記従業者の他、管理者及び児童発達支援管理責任者(一体的に行う生活介護の場合にあつてはサービス管理責任者となる。児童発達支援管理責任者と兼務しても差し支えない。)の配置が別途必要である。なお、管理者が児童発達支援管理者を兼務しても差し支えない。

児童福祉法又は障害者自立支援法の報酬を算定する際の定員規模については、障害児の場合には主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の定員5名の区分を、障害者の場合は生活介護の定員20名以内の区分を適用する。また、事業所が児童福祉法に基づく児童発達支援センターの認可を受けなければ、管理者が児童発達支援管理責任者を兼務しても、児童発達支援管理責任者専任配置加算は算定できない。

なお、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の利用人数が5名以下の場合には、療養通所介護事業の定員9名を超えない範囲で要介護者4名以上を受け入れることが可能である。

本件連絡先

**【障害福祉関係】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室  
障害児支援係  
(電 話) 03-5253-1111(内線 3037)

**【介護保険関係】**

厚生労働省老健局省老人保健課  
看護係  
(電 話) 03-5253-1111(内線 3962)

(別添)

「療養通所介護」と「主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等」の指定基準の概要

項目	療養通所介護	主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等	主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等 主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援 業 援・放課後等デイサービス
定員	9名以下 (H24.4～) (最大利用可能人数であり、職員配置を求める定員ではない)	5名以上 (左記定員のうち上記定員を設定可能) (上記定員に満たない場合は、左記定員を上限として要介護者の受入が可能)	
人員配置	管理者	1名 (看護師：兼務可)	1名 (左記との兼務可)
	嘱託医	—	1名 (特に要件なし)
人員配置	看護師又は介護職員 (利用人数に応じて1.5:1の職員を配置) (定員内で利用者外の者を受け入れる場合、利用者合計数に応じて1.5:1を満たす配置が必要)	・児童指導員又は保育士1以上 ・看護師1以上 ・機能訓練担当職員1以上 提供時間帯を通じて配置	・生活支援員 ・看護職員 ・理学療法士又は作業療法士 (実施する場合は) 上記職員の総数は、障害程度区分毎に規定 (例：平均区分5以上の場合、3:1) (左記と一体的に配置することが可能)
	支援管理責任者	—	サービス管理責任者1名 (管理者及び左記との兼務可能)
設備	・専用部屋 (6.4 m <sup>2</sup> /人) ・必要な設備 (兼務可)	指導訓練室の他、必要な設備 (左記と兼用可)	

※ 主に重症心身障害児・者を通わせる場合、児童発達支援及び放課後等デイサービス、生活介護を一体的に運営することが可能。

※ 主に重症心身障害児・者を通わせる場合、療養通所介護事業の人員基準に規定のない「児童指導員又は保育士」と「児童発達支援管理責任者」又は「サービス管理責任者」の配置が必要。「児童発達支援管理者」又は「サービス管理責任者」は、管理者との兼務が可能。

※ 「機能訓練担当職員」は理学療法士又は作業療法士でなくとも可能。「生活支援員」は特に資格要件なし。

## 7 平成 24 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査について

本調査については、平成 24 年 4 月に実施した報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているかどうかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行うことを目的として実施しているところである。

本調査は、次期報酬改定の基礎データとして重要なものであることから、各都道府県等におかれては、管内の障害福祉サービス事業所等に対して、本調査の周知徹底と、調査への協力について特段の配慮をお願いする。

【参考】平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要〈抜粋〉

(平成 24 年 1 月 31 日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)

### 第 3 終わりに

- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に本検討チームを設置し、有識者の参画を得て、公開の場で検討を行った。
- その際、検討の中で、例えば今回改定を行う以下のような事項については、改定後のサービスの動向やその在り方について、特に検証が必要ではないかとの意見があった。
  - ・ 処遇改善加算（仮称）等が障害福祉サービス等従事者の処遇改善に確実に繋がっているかどうか。
  - ・ 相談支援や障害児支援、介護職員等によるたんの吸引等に係る新たな事業の円滑な施行に資するような水準の報酬が設定されているかどうか。
  - ・ 就労系サービスの報酬改定により一般就労への移行が促進されているかどうか。
  - ・ サービス利用時間の観点も含め、生活介護等自体のサービスの質がどのようなものとなっているか。
- こうした事項も含め、今回の改定が企図した効果を挙げているかどうかについて、客観的なデータに基づく検証を行って、これを次回改定の検討に活かしていくなど、客観性・透明性を確保するために引き続き取り組んでいくこととする。

# 平成24年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査

## 処遇調査について

平成24年度報酬改定においては、基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算を創設し、引き続き処遇改善が図られる水準を担保。

また、助成金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算（福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分）を併せて創設（処遇改善加算が算定できない場合に算定）。

**これらの加算等について、障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているかどうかという点についての検証のため、「平成24年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」を行うとともに、当該検証結果を踏まえ、次回改定時にその取扱いについて検討を行うことにしている。**

## 調査対象及び抽出率等

調査対象及び抽出率等は以下のとおり。

### ■ 調査対象

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、特定相談支援事業所、一般相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに調査日に当該施設・事業所に在籍する障害福祉サービス等従事者（全サービス対象）。

■ 抽出方法：層化無作為抽出法により抽出。

■ 抽出率：サービスごとに、経営主体・地域区分を考慮して、4%～全数で設定。

■ 調査客体数：約17,000施設・事業所

### ■ 調査項目

① 施設・事業所票

給与等の状況、障害福祉サービス等従事者の処遇状況、加算の取得状況、利用者数等

② 障害福祉サービス等従事者票

性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金の額等

## 今後のスケジュール

平成24年10月	調査開始
平成24年11月	調査締切
平成24年11月～2月	集計・分析
平成25年3月	公表（予定）